

第8次国見町障がい者福祉計画

第8次国見町障がい者基本計画
第7期国見町障がい福祉計画
第3期国見町障がい児福祉計画

～共に支えあい暮らせるまち～

令和6年3月
福島県 国見町

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけと計画期間.....	4
3 計画期間.....	5
4 計画の対象.....	5
5 計画策定の体制等.....	6
6 計画の推進に向けて.....	7
第2章 国見町の障がい者を取り巻く現状	9
1 人口と世帯の状況.....	9
2 障がい者の状況.....	10
3 教育・保育の状況.....	16
4 雇用・就労の状況.....	17
5 前計画で設定した成果指標の検証.....	21
第3章 基本的な考え方	22
1 計画の基本理念.....	22
2 計画の基本目標.....	23
3 計画の体系.....	25
第2部 第8次障がい者基本計画	27
第1章 障がいを理解し思いやりのあるまち	27
施策1 啓発・広報と福祉教育の推進.....	32
施策2 差別的扱いの禁止と合理的配慮.....	33
施策3 虐待防止と権利擁護の推進.....	34
第2章 安心して暮らしやすいまち	35
施策1 交通・移動・居住環境の充実.....	41
施策2 防災対策・災害時支援体制の充実.....	42
施策3 防犯対策等の充実.....	42
施策4 情報提供の充実.....	43
施策5 意思疎通支援の充実.....	43
第3章 暮らしを支えるまち	44
施策1 相談支援の充実.....	50
施策2 福祉サービスの充実.....	51
施策3 生活安定施策の推進.....	52
施策4 医療リハビリテーション等の利用促進.....	53
施策5 難病患者に対する支援の充実.....	53
施策6 障がいの早期発見・疾病の予防推進.....	54
施策7 精神保健対策の推進.....	54
第4章 障がいのある子どもを支えるまち	55
施策1 発達・療育に関する相談支援の充実.....	58
施策2 障がい児の福祉サービスの充実.....	59
施策3 育ちの環境の充実.....	59
第5章 社会参加を応援するまち	60
施策1 障がい者の就労支援.....	65
施策2 障がい者雇用の促進.....	66

施策3 文化芸術・スポーツ・地域活動等への参加の促進	66
施策4 地域交流の促進	67
第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	69
第1章 目指すべき方向性と目標	69
1 計画の視点	69
2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	73
3 相談支援体制の提供体制の確保に関する基本的考え方	75
4 障がい児支援の提供体制に関する基本的考え方	76
5 障がい福祉サービス等の体系	79
6 計画の具体的な目標	80
第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と提供体制	88
1 訪問系サービス	88
2 日中活動系サービス	90
3 居住系サービス	100
4 相談支援	103
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	104
6 発達障がい者等に対する支援	105
7 自立支援医療と補装具	106
第3章 地域生活支援事業の見込み量と提供体制	108
1 必須事業	108
2 任意事業	118
第4章 障害児通所支援等の見込み量と提供体制の確保	119
1 障害児通所支援	119
2 障害児入所支援	121
3 障害児相談支援	122
4 医療的ケア児調整コーディネーター	123
5 障がいを有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備	124
資料編	125
1 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会等設置要綱	125
2 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会 障がい者専門委員会委員名簿	131
3 計画の策定経過	132

第 1 部

総 論

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成23年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考え方を示した「障害者基本法」を、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、「共生社会」の実現を新たな目的として改正されました。

平成24年には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」と改称し改正、さらに平成25年には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し「障害者差別解消法」を制定しています。このような国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者権利条約」の批准書を国連事務総長に寄託し、同年2月、「障害者権利条約」が我が国において、その効力を発生させています。

平成30年には「障害者権利条約」批准後、条約との整合性を確保し「障害者基本計画（第4次）」を策定しています。その後、令和3年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正、令和4年の障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を受け、同法の規定の趣旨を踏まえた令和5年度を初年度とする「障害者基本計画（第5次）」を新たに策定しています。加えて、令和5年4月には、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が行われました。

今回、現計画の計画期間が満了し、見直しの時期となっていることから、国の動向や考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、地域に住む障がい者本人や家族、障がい者団体などのニーズ把握、各種障害者施策の実施状況の点検などにより課題を整理し、「第8次国見町障がい者福祉計画」（第8次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）を取りまとめ、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

■障がい者施策の主な動向

年	国の動き
平成 15 年 (2003 年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 (2005 年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 (2006 年)	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正] 教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 (2007 年)	★障害者権利条約署名
平成 21 年 (2009 年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 (2010 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防止法』 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律『障害者優先調達推進法』 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障がい者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年 (2014 年)	★障害者権利条約批准
平成 27 年 (2015 年)	○難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 (2016 年)	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正] 発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

年	国の動き
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表 ● ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「心のバリアフリー」 及び 「ユニバーサルデザインの街づくり」
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者基本計画（第 4 次）の策定 ○ [改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児福祉計画策定の義務付け ・ サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ○ [改正] バリアフリー法 施行 ○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 ◆ 障がい者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ
令和 4 年 (2022 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』 施行
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者基本計画（第 5 次）の策定 ◆ 障害者雇用率引き上げ（令和 6 年度から 8 年度にかけての段階的引き上げ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業 2.7%、国や地方公共団体など 3.0%、都道府県などの教育委員会 2.9%へ

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 根拠法令と計画の性格

本計画は「国見町障がい者基本計画」「国見町障がい福祉計画」「国見町障がい児福祉計画」から構成されます。

「国見町障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。

障がい者計画は、障がい者福祉に関する、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等あらゆる分野を網羅した総合的な計画です。

「国見町障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、令和8年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について定めるものです。

「国見町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和8年度までの、障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

■障がい者に関する計画の内容等

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	サービス提供等の具体的な実施計画	
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

(2) 他の計画との関係

本計画は、国見町における町政運営の基本方針である「第6次国見町総合計画」の分野別計画として、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけています。

また、本計画は上位計画である「国見町地域福祉計画」、関連計画である「国見町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「国見町子ども・子育て支援事業計画」等及び国・県の関連計画と整合性と調和を図り策定しました。

3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国及び県の障がい者施策の状況変化や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

4 計画の対象

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者（児）です。

また、障がいのない住民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る対象であることなどから、障がいの予防や早期発見の観点からも本計画の対象に含まれます。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

- 第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

5 計画策定の体制等

(1) 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会における検討

国見町では、保健・医療・福祉・介護予防等の総合的な推進を図るため、「国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会」を設置しています。協議会には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表の方、事業者の代表の方などに参画いただいています。

本計画の策定にあたっては、協議会に設置している「障がい者福祉専門委員会」において、計画内容の総合的な審議をしていただいています。

(2) 障がい者福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、国見町では、障がい者の意見等が十分に反映されることが望まれることから、障がい者の現状、意見や要望、障がい福祉についての考えなどを把握するためにアンケート調査を実施し、調査結果を計画へ反映しています。

また、障がい者のみならず、障がいのない住民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の住民を対象にした調査も併せて実施しています。

■調査区分と配布・回収結果

区分	対象	配布数	有効回答数	有効回答率
①障がい者調査	身体障害者手帳所持者	600 件	305 件	50.8%
	療育手帳所持者			
	精神保健福祉手帳所持者			
	難病認定者			
②一般住民調査	障害者手帳を所持していない人	500 件	171 件	34.2%

◆調査期間 : 令和5年3月

◆調査方法 : 郵送による配布・回収

(3) パブリックコメントの実施

本計画の案を住民に公表し、パブリックコメントを実施し、計画内容などに対して住民からの意見を広く募りました。

◆意見募集期間 令和6年1月9日～2月9日

◆閲覧場所 国見町福祉課 国見町ホームページ

6 計画の推進に向けて

(1) 周知・広報

本計画の趣旨は、障がいの有無にかかわらず、全ての住民がその人らしい暮らしを送ることができる地域社会の実現を町一丸となって目指すものです。

本計画が住民に開かれたものとなり、障がいや障がい者のことについて広く理解されるよう、障がい者支援の趣旨や関連施策の内容について、町のホームページ、広報紙などを通じて周知を図ります。

(2) 推進体制づくり

① 庁内関係各課との連携強化

事業を円滑に推進するため、福祉課と庁内関係各課との連携を強化し、障がい者施策について全庁的な対応を図りながら施策の推進にあたります。

② 関係機関との連携による協働

障がい者施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、町単独で行うことが困難な事業もあるため、施設の適正配置や連携による事業実施などに広域的な立場から取り組むべく、国や県、近隣市町、事業者等関係機関との幅広い連携に努めながら事業等の推進を図ります。

また、国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会（障がい者福祉専門委員会）における委員からのご意見を参考としながら、障がい福祉施策の展開及びサービスの提供を進めます。

③ 住民参画の促進

障がいや障がい者に対する住民の理解を広く深めるとともに、福祉活動などへの参加意識の高揚を図ります。さらに、障がい者本人及び家族と関係機関との連携強化を図り、障がいのある者と共に生きる地域づくりに取り組みます。

(3) 進行管理

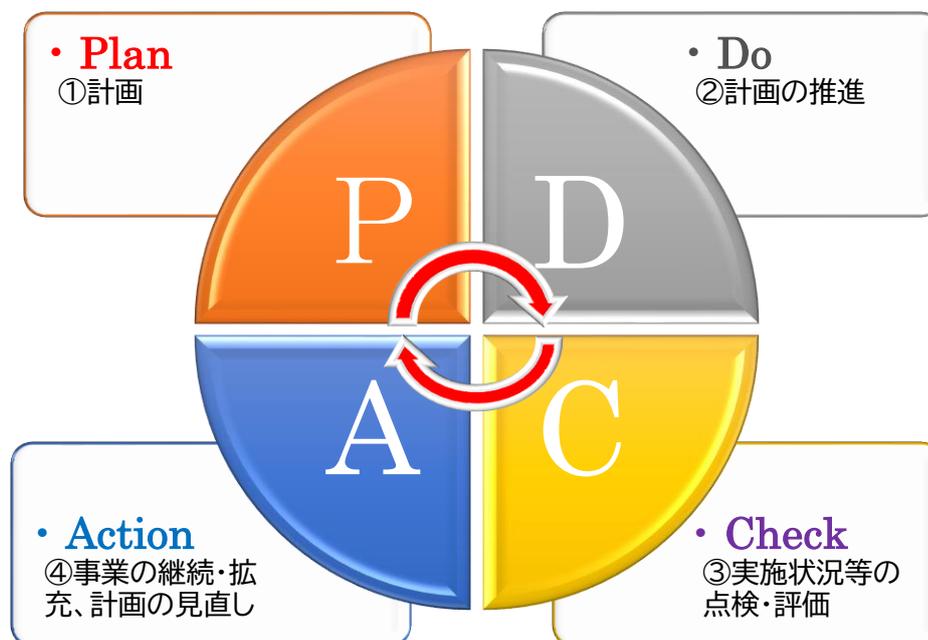
① 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉課が中心となり、国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会（障がい者福祉専門委員会）をはじめ、各種団体・関係機関及び庁内関係各課などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法などについて改善に努めます。

② 計画の評価と見直し

本計画は、令和6年度を初年度とする3か年の計画であることから、最終年度である令和8年度には、再びアンケート調査などを実施して、施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



第2章 国見町の障がい者を取り巻く現状

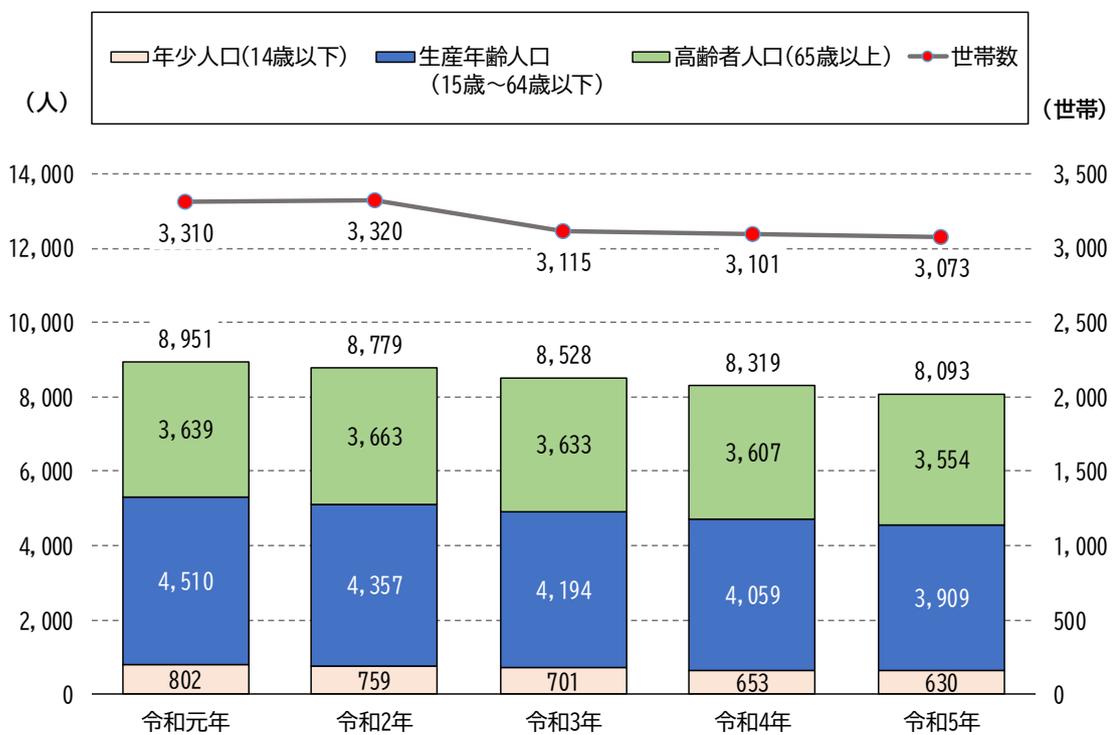
1 人口と世帯の状況

総人口は、減少傾向で推移し、令和5年では8,093人となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口全ての区分で減少傾向となっています。

また、世帯数についても同様に、減少傾向となっています。

■人口と世帯数の推移



資料:福島県現住人口調査 月報(各年4月1日現在)

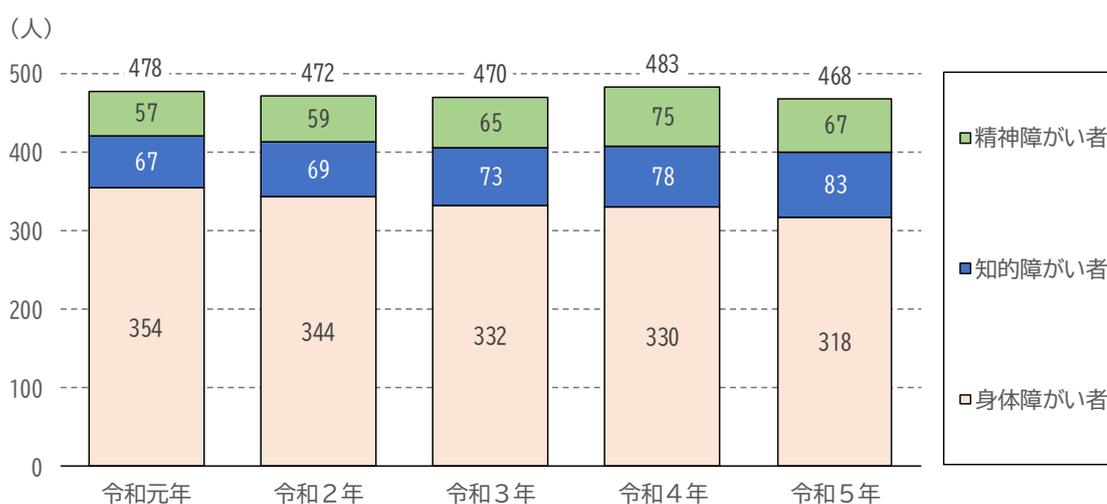
2 障がい者の状況

(1)障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準として国見町の障がい者数の推移をみると、増減はあるものの横ばいで推移しており、令和5年の障がい者数は468人、対人口比は5.9%となっています。

障がい者別にみると、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者は増加傾向、精神障がい者は横ばい傾向で推移しています。

■障がい者数の推移(手帳所持者)



資料:国見町(各年4月1日現在)

(2)身体障がい者の状況

国見町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在では318人となっています。

障がい種別にみると、いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	22	21	19	19	18
聴覚・平衡機能障がい	42	38	35	37	35
音声・言語・咀嚼機能障がい	6	7	7	7	6
肢体不自由	183	182	176	170	161
内部障がい	101	96	95	97	98
合計	354	344	332	330	318

資料:国見町(各年4月1日現在)

等級別にみると、いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」がそれに続いています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別) (単位:人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重 度	1級	111	108	112	114	101
	2級	44	47	46	43	47
中 度	3級	63	60	56	58	58
	4級	89	87	78	76	78
軽 度	5級	25	23	22	18	15
	6級	22	19	18	20	19
その他		0	0	0	1	0
合 計		354	344	332	330	318

資料:国見町(各年4月1現在)

障がい種別と等級の関係をみると、令和5年4月1日現在、「1級」では「内部障がい」が最も多いほか、2級から5級では「肢体不自由」、6級では「聴覚・平衡機能障がい」が最も多くなっています。

■障がい種別と等級の状況 (単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	その他	計
視覚障がい	9	4	1	1	3	0	0	18
聴覚・平衡機能障がい	8	4	5	5	0	13	0	35
音声・言語・咀嚼機能障がい	1	0	5	0	0	0	0	6
肢体不自由	29	38	30	46	12	6	0	161
内部障がい	54	1	17	26	0	0	0	98
合 計	101	47	58	78	15	19	0	318

資料:国見町(各年4月1現在)

年齢別にみると、いずれの年も「65歳以上」が多くなっており、身体障がい者全体の8割近くを65歳以上の高齢者が占めている状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別) (単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	3	4	4	5	4
18~65歳未満	63	60	61	62	61
65歳以上	288	280	267	263	253
合 計	354	344	332	330	318

資料:国見町(各年4月1現在)

(3) 知的障がい者の状況

国見町の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在では83人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「B級」が多くなっています。

年齢別では「18歳未満」の障がい児は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在では27人と全体の32.5%となっています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A級 (最重度・重度)	18歳未満	5	5	5	5	7
	18～65歳未満	16	16	16	15	15
	65歳以上	2	2	2	2	2
	計	23	23	23	22	24
B級 (中・軽度)	18歳未満	9	9	12	18	20
	18～65歳未満	35	35	35	34	35
	65歳以上	0	2	3	4	4
	計	44	46	50	56	59
合計	18歳未満	14	14	17	23	27
	18～65歳未満	51	51	51	49	50
	65歳以上	2	4	5	6	6
	計	67	69	73	78	83

資料:国見町(各年4月1日現在)

(4)精神障がい者の状況

国見町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増減はあるものの横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在では67人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多くを占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級（重度）	6	6	8	6	5
2級（中度）	33	34	40	48	43
3級（軽度）	18	19	17	21	19
合計	57	59	65	75	67

資料:国見町(各年4月1日現在)

また、国見町の精神障がいによる自立支援医療費受給者数については、増減はあるものの、横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在の受給者数は139人となっています。精神障害者保健福祉手帳の非所持者も含まれることから、受給者は手帳所持者数を大きく上回っています。

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	119	123	94	138	139

資料:国見町(各年4月1日現在)

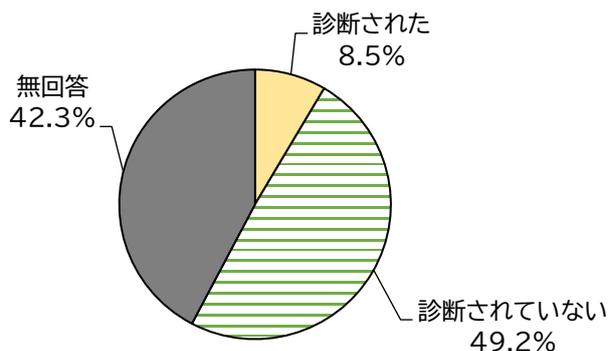
(5) その他の障がいなどの状況

①発達障がいの診断状況

国見町障がい者福祉に関するアンケート調査結果から、発達障がいと「診断された」割合をみると、8.5%となっています。

■発達障がいの診断状況

【n = 305】



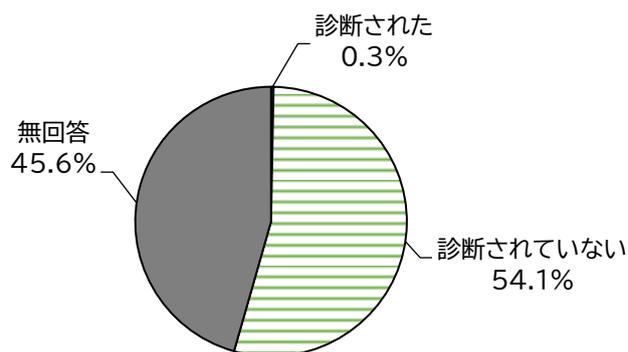
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

②高次脳機能障がい

国見町障がい者福祉に関するアンケート調査結果から、高次脳機能障がいと「診断された」割合をみると、0.3%となっています。

■高次脳機能障がいの診断状況

【n = 305】



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

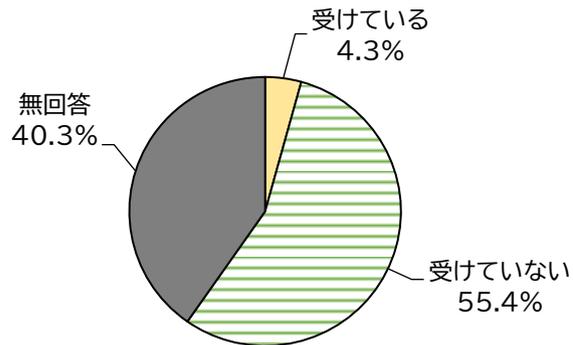
③難病患者

国見町障がい者福祉に関するアンケート調査結果から、難病（特定疾患）認定を「受けている」割合をみると、4.3%となっています。

なお、これらの指定難病の医療費助成は、令和3年11月現在、338疾病となっています。

■難病(特定疾患)の認定状況

【n = 305】



資料：国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

3 教育・保育の状況

(1) 保育施設など

障がいのある児童(療育を必要とする児童)の保育施設などの利用状況をみると、令和5年においては、保育所は0人、幼稚園は9人、放課後児童クラブは7人となっています。

■町内保育施設等の障がいのある児童数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年
保育所(0～2歳児)	0人	0人	0人
幼稚園(3～5歳児)	7人	8人	9人
放課後児童クラブ	7人	10人	7人
合計	14人	18人	16人

資料:国見町(各年4月1現在)

(2) 小学校

令和5年において、町内公立小学校の特別支援学級に在籍する児童は21人、特別支援学校は6人となっています。

■特別支援学級・特別支援学校の在籍児童数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学級	20人	20人	21人
知的障がい	10人	8人	10人
情緒障がい	10人	12人	11人
特別支援学校	6人	5人	6人

資料:国見町(各年4月1現在)

(3) 中学校

令和5年において、町内公立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は6人、特別支援学校は3人となっています。

■特別支援学級・特別支援学校の在籍児童数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学級	7人	7人	6人
知的障がい	5人	4人	2人
情緒障がい	2人	3人	4人
特別支援学校	2人	3人	3人

資料:国見町(各年4月1現在)

4 雇用・就労の状況

(1)障がい者の雇用状況

福島県内に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率 2.0%^{※1}（障害者雇用促進法の法定雇用率）が適用される常用労働者数 50 人以上規模^{※2}の一般の民間企業は、令和4年6月1日現在 1,520 社あり、そのうちの 54.3%の企業が法定雇用率を達成しており、全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障がい者雇用状況をみると、雇用数は年々増加していますが、令和4年における障がい者実雇用率は 2.19%と、全国水準を下回っています。

■管内の民間企業における障がい者雇用状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
企業数	1,464 社	1,456 社	1,512 社	1,520 社
法定雇用算定基礎労働者数 ^{※1}	243,013.5 人	239,887.5 人	241,963.0 人	240,342.5 人
障がい者雇用数 ^{※2}	5,126.0 人	5,170.5 人	5,195.0 人	5,264.5 人
実雇用率	2.11%	2.16%	2.15%	2.19%
☆参考：全国	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%
法定雇用率達成企業の割合	54.7%	55.7%	53.1%	54.3%
☆参考：全国	48.0%	48.6%	47.0%	48.3%

資料：福島労働局(各年6月1日現在)

※1 法定雇用算定基礎労働者数とは、通常労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

※2 ・重度身体障がい者又は重度知的障がい者(短時間労働者以外)については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
・重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)である場合は1人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は0.5人分としてカウントされる。

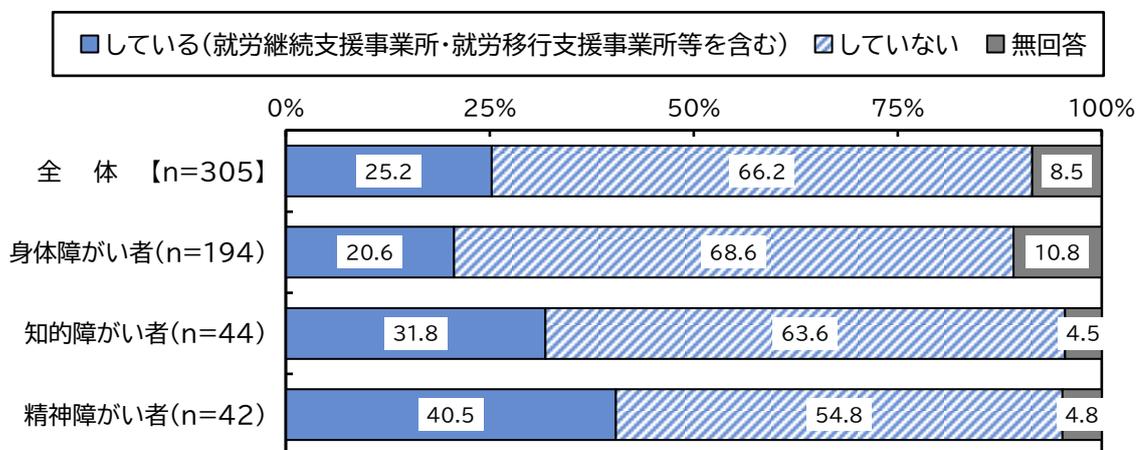
(2)障がい者の就労状況

①就労状況

国見町障がい者福祉に関するアンケート調査結果から、就労状況を見るは、「している（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等を含む）」が25.2%、「していない」が66.2%となっています。

障がい別にみると、仕事を「している」人は、身体障がい者が20.6%、知的障がい者が31.8%、精神障がい者が40.5%となっています。

■就労状況



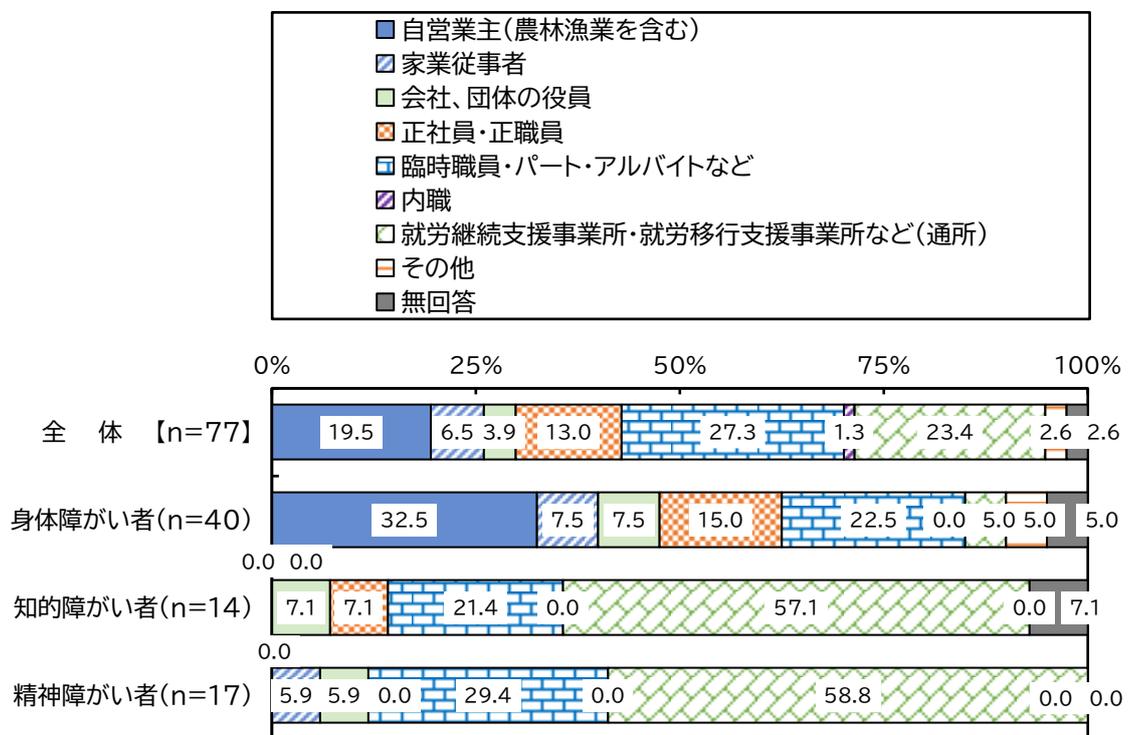
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

②就労形態

国見町障がい者福祉に関するアンケート調査結果から、就業形態をみると、「臨時職員・パート・アルバイトなど」が27.3%で最も多く、次いで「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所など(通所)」(23.4%)、「自営業主(農林漁業を含む)」(19.5%)、「正社員・正職員」(13.0%)の順となっています。

障がい別にみると、身体障がい者は「自営業主(農林漁業を含む)」、知的障がい者、精神障がい者は「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所など(通所)」が最も多くなっています。

■就労形態



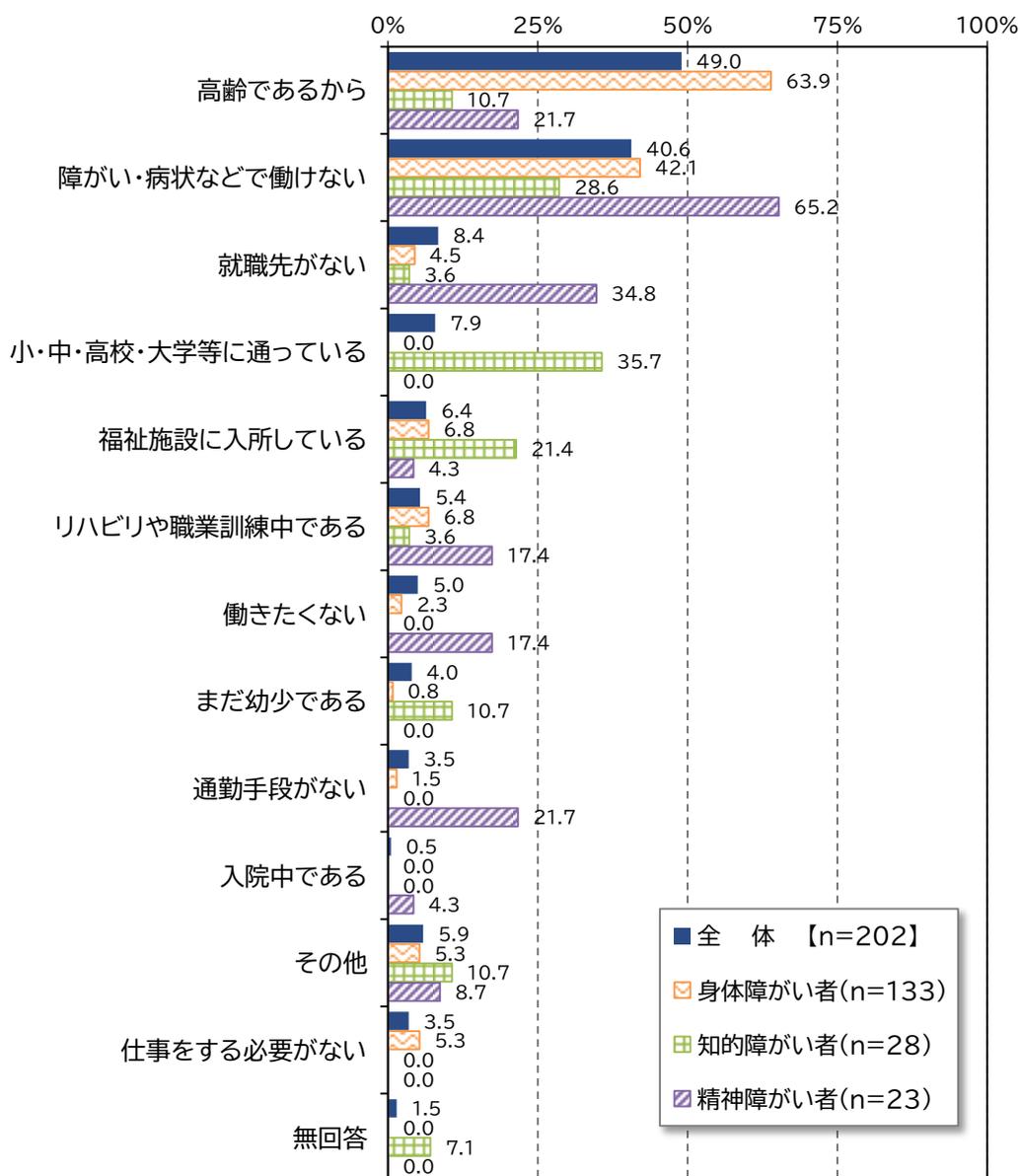
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

③働いていない理由

働いていない理由は、「高齢であるから」が49.0%で最も多く、次いで「障がい・病状などで働けない」(40.6%)、「就職先がない」(8.4%)、「小・中・高校・大学等に通っている」(7.9%)、の順となっています。

障がい別にみると、身体障がい者は「高齢であるから」、「障がい・病状などで働けない」、知的障がい者は「小・中・高校・大学等に通っている」、「障がい・病状などで働けない」、精神障がい者は「障がい・病状などで働けない」、「就職先がない」が多く挙げられています。

■働いていない理由



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

5 前計画で設定した成果指標の検証

前計画で設定した成果指標の目標値と達成状況は以下のとおりです。

■目標指標と目標値

目標指標 (アンケート調査より測定)		現状値 令和2年	目標値 令和5年	実績値 令和5年	評価
基本目標 1	国見町が暮らしやすい町だと思う割合 「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」と回答した割合	34.4%	38.0%	35.7%	改善
基本目標 2	保健・医療・福祉・教育、就労等の相談について困っていないと感じている人の割合 相談について「特に困ったことはない」と回答した割合	42.4%	50.0%	52.5%	達成
基本目標 3	差別や偏見、疎外感を感じることはない割合 日常生活において、差別や偏見、疎外感を「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」と回答した割合	61.5%	68.0%	70.8%	達成
基本目標 4	地域における活動や行事に参加している割合 「積極的に参加している」と「時々参加している」と回答した割合	38.2%	42.0%	30.8%	低下
基本目標 5	災害時に避難を手助けしてくれる人の割合 「近所の人」と回答した割合	33.0%	45.0%	33.8%	改善

前計画で設定した5つの成果指標2項目で「達成」、2項目で「改善」、1項目で「低下」となっています。この、評価を踏まえ対応策を決定し、改めて対象事業を精査することや、次のアクションを実施するために必要となる体制や人材等の確保を図ることが重要です。

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の上位計画である「第6次国見町総合計画」では、まちづくりの基本理念とまちづくりの姿を次のように定めています。

▼第6次国見町総合計画の基本理念とまちづくりの姿

基本理念 ▶ 「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ」

まちづくりの姿 ▶ 「健やかに暮らせるまちづくり」

これを受け、本計画では障がいのある人もない人も共に支えあい暮らせる地域社会の実現を目指し、以下を基本理念と定めます。

【第8次国見町障がい者福祉計画の基本理念】

共に支え合い暮らせるまち

障がい者が差別や偏見を受けることなく、全ての住民が人格と個性を尊重し合っ
て共に生活できる共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思による選択
と決定のもとに自立し、あらゆる活動に参加できるよう、周囲の人々の理解と協
力が不可欠です。

本計画のもと、障がい者に関わる多様な施策を推進することにより、障がい者が
自立して生活できる社会基盤を整えていくことはもちろん、全ての住民が互いの
人格と個性を認め合いながら、共に支えあい暮らせるまちを目指します。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の5点を基本目標と定め、国見町における障がい者施策の総合的な展開を図ります。また、それぞれの基本目標について、成果を測るための指標と目標数値を設定します。

【基本目標1 障がいを理解し思いやりのあるまち】

障がいや障がいのある方への理解促進のため、広報啓発活動や福祉教育の推進を図るとともに、障がい者を支えるボランティアの育成・協力体制の構築を図ります。

また、イベントや交流活動等障がいのある人とない人の交流の機会を通じ、啓発を行い障がいに対する理解を深めます。

さらに、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、「障害者差別解消法」の周知を図り、理解を深め、思いやりのある地域づくりを目指します。

【基本目標2 安心して暮らしやすいまち】

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーの視点を踏まえたまちづくりを推進します。

また、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい特性に配慮した情報発信、分かりやすい情報提供など、情報アクセシビリティの向上を推進します。

さらに、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

【基本目標3 暮らしを支えるまち】

障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実を図り、必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、保健・医療サービス、介護給付や地域生活支援事業などといった各種サービスの確保・充実、質の向上に努めます。

【基本目標 4 障がいのある子どもを支えるまち】

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に学び、個性を発揮できる環境づくりに努めます。

また、地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

【基本目標 5 社会参加を応援するまち】

障がい者が収入と生きがいを得られるよう、就労移行支援をはじめ、就労に関する相談支援や訓練の場の整備・充実を図るなど、一貫した支援を行います。

また、社会との関わりの機会を増やして、自分らしく、充実した生活を送ることができるよう、文化芸術・スポーツ活動の各種施策の充実を図り、社会参加を応援するまちづくりを目指します。

■目標指標と目標値

目標指標 (アンケート調査より測定)		実績値 令和5年	目標値 令和8年
基本目標 1	成年後見制度を理解している割合 「名前も内容も知っている」と回答した割合	16.7%	20%
基本目標 2	災害時に避難を手助けしてくれる人の割合 「近所の人」と回答した割合	33.8%	45%
基本目標 3	健康管理や医療について困ってないと感じている人の割合 「特に困ったことはない」と回答した割合	46.9%	50%
基本目標 4	国見町が暮らしやすい町だと思う割合 「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかというと、暮らしやすい町だと思う」と回答した割合	35.7%	38%
基本目標 5	地域における活動や行事に参加している割合 「積極的に参加している」と「時々参加している」と回答した割合	30.8%	38%

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策
共に支え合い暮らせるまち	基本目標 1 障がいを理解し思いやりのあるまち	1 啓発・広報と福祉教育の推進
		2 差別的扱いの禁止と合理的配慮
		3 虐待防止と権利擁護の推進
	基本目標 2 安心して暮らしやすいまち	1 交通・移動・居住環境の充実
		2 防災対策・災害時支援体制の充実
		3 防犯対策等の充実
		4 情報提供の充実
		5 意思疎通支援の充実
	基本目標 3 暮らしを支えるまち	1 相談支援の充実
		2 福祉サービスの充実
		3 生活安定施策の推進
		4 医療リハビリテーション等の利用促進
		5 難病患者に対する支援の充実
		6 障がいの早期発見・疾病の予防推進
		7 精神保健対策の推進
	基本目標 4 障がいのある子どもを支えるまち	1 発達・療育に関する相談支援の充実
		2 障がい児の福祉サービスの充実
		3 育ちの環境の充実
	基本目標 5 社会参加を応援するまち	1 障がい者の就労支援
		2 障がい者雇用の促進
3 文化芸術・スポーツ・地域活動等への参加の促進		
4 地域交流の促進		

第 2 部

第 8 次障がい者基本計画

第2部 第8次障がい者基本計画

第1章 障がいを理解し思いやりのあるまち

現状と課題

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

本町では、広報・啓発活動をはじめ、小、中学校における福祉教育、町民交流などを通じて、障がいや障がい者に対する町民の理解と関心を高めるよう努めてきましたが、依然として障がいのある人を特別な存在として特別視したり偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解や認識を深めていくためには、子どものころから一人ひとりの心の中に、優しさを育て、みんながお互いに相手に対する親切や思いやりの気持ちを持てるよう、障がいのある人とふれあう場の提供、幼児期・義務教育期の福祉教育を推進していく必要があります。

平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。今後も地域共生社会の実現に向け、すべての町民が障がいや障がいのある人について理解し、障がいを理由とする差別の解消に関する取組みをより一層推進する必要があります。

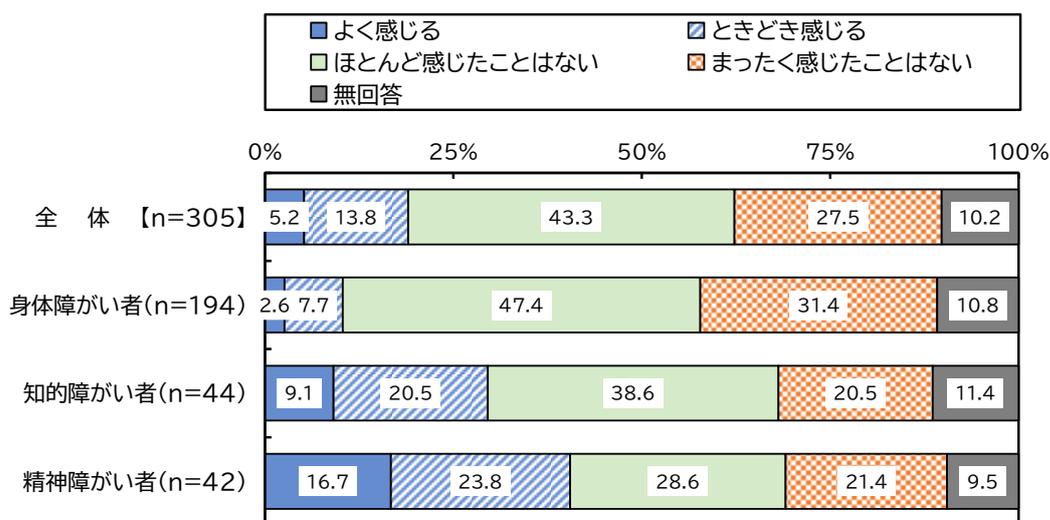
また、地域生活を進めていく上で、障がいのある人など判断能力やコミュニケーション能力が十分でない人は、サービスの利用や財産管理などで、生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、本人の権利や財産などを守るための支援が必要です。障がいのある人の人権、財産等を守るためには、本人の自己決定能力を引き出す支援及び本人に代わってその権利と財産を守る後見体制の整備・充実が必要です。

今後は、権利擁護・成年後見の体制を充実し、障がいのある人が適切に各種支援を利用して生活の安心を確保できるよう図ります。

●アンケート調査結果より●

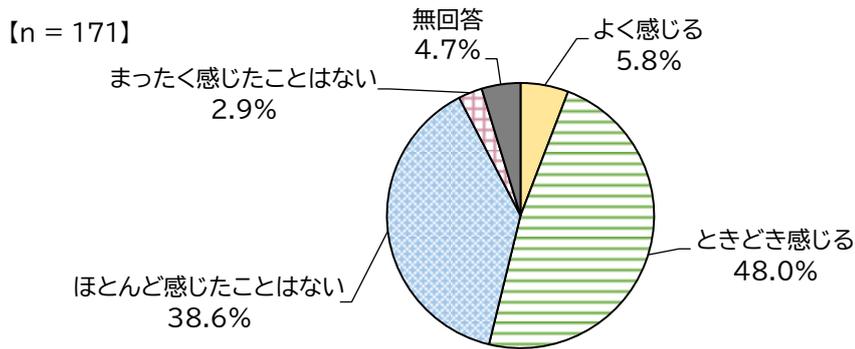
- 日常生活で、『差別や偏見、疎外感を感じたことがある割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は、精神障がい者では40.5%、知的障がい者では29.6%となっており、身体障がい者の10.3%に比べて高くなっています。
- 一般市民の『障がいのある人に対する差別や偏見があると感じる割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は53.8%と、障がい者に比べてむしろ高くなっています。
- どのような場面で差別や偏見などを感じたかについては、身体障がい者及び精神障がい者では「隣近所づきあい」、知的障がい者では「街中での人の視線」が最も多く挙げられています。
- 障がい者が虐待（暴力やいやがらせ）を受けた経験では、身体障がい者が1.0%、知的障がい者が4.5%、精神障がい者が16.7%で、精神障がい者の割合が他の障がい者に比べ高くなっています。
- 「成年後見制度」は、身体障がい者で36.6%、知的障がい者で54.5%、精神障がい者で57.1%が「名前も内容も知らない」と回答しています。
- 一般市民の障がい者を支援するボランティア活動に参加したことがある割合（「たびたびある」「過去に何回かある」の合計）は、10.0%となっており、活動内容としては、「福祉施設での手伝い」「障がい者の交流イベントなどの手伝い」「スポーツ・レクリエーション指導・援助」が特に多く挙げられています。

■障がい者に対する差別や偏見(障がい者)



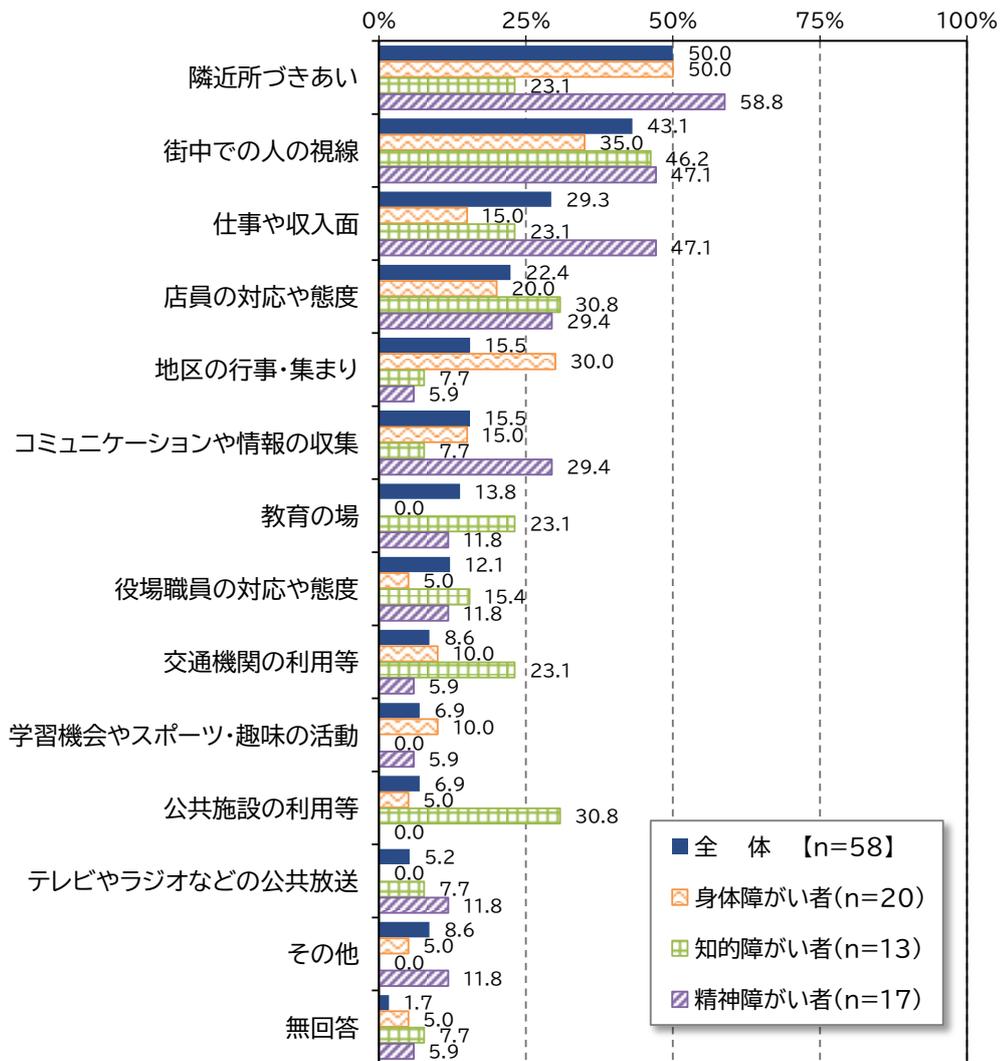
資料：国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■障がい者に対する差別や偏見(一般町民)



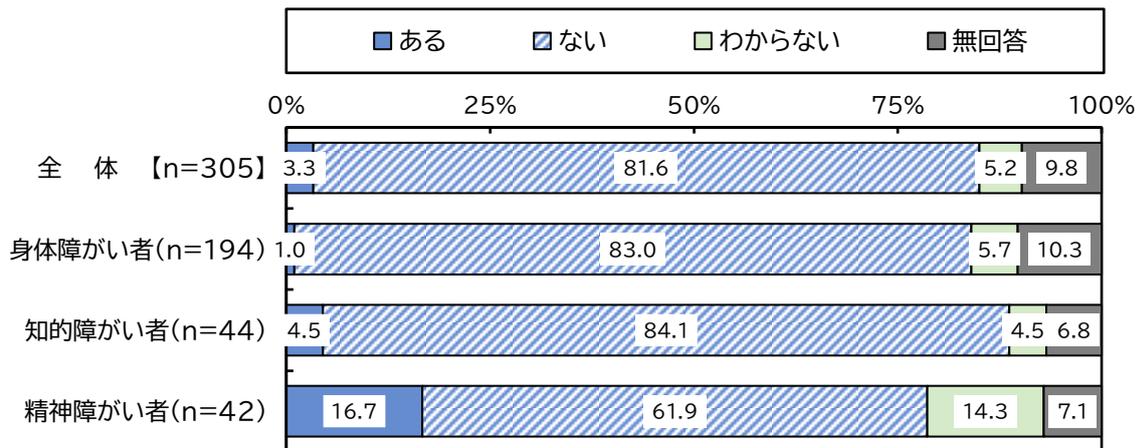
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(一般町民)

■障がい者に対する差別や偏見(障がい者)



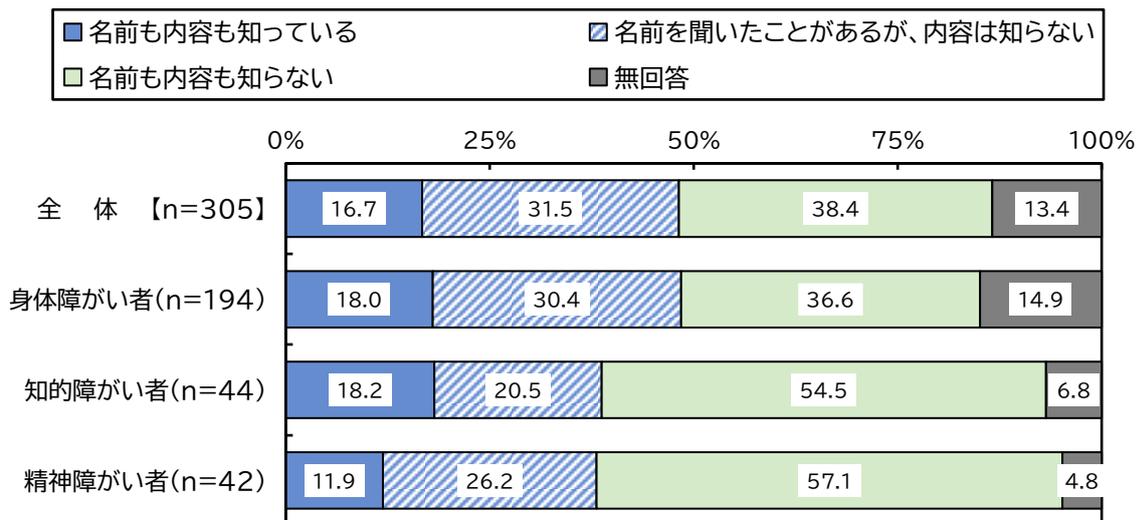
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■虐待を受けた経験(障がい者)



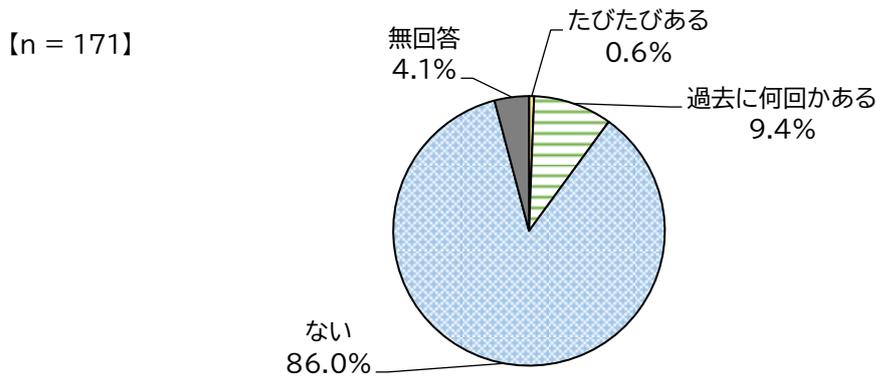
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■成年後見制度について(障がい者)

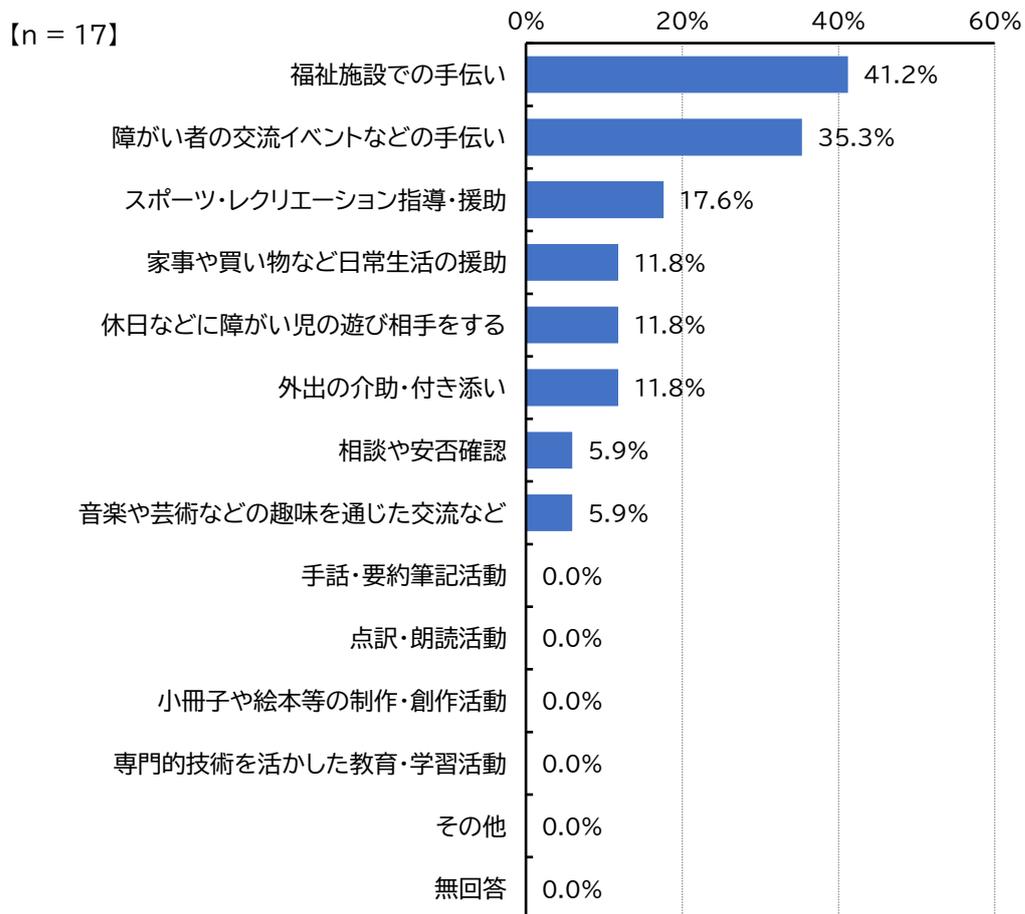


資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■障がいのある人を支援するボランティア活動への参加(一般町民)



■ボランティア活動の内容(一般町民)



今後の方策

全ての住民が、障がい者への理解を深め、障がいにより添う視点を持つことが共生社会の基礎となります。障壁となる市民の「心の壁」を取り除き、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための広報啓発活動や福祉教育の推進を図るとともに、障がいのある人などを支えるボランティアの育成・協力体制の強化に努めます。

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関、障がい者団体などの様々な主体との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」の周知に向けた広報・啓発活動を推進します。

また、障がい者に対する虐待の防止に努めるとともに、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の周知、利用支援などを行い、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

施策1 啓発・広報と福祉教育の推進

施策	内容
①啓発・広報の推進	障がいや障がい者に対する住民の理解と認識を深めるため、社会福祉協議会や障がい者団体、ボランティア団体との連携を図り、広報、ホームページや各種イベントなどを活用した広報と啓発を推進します。また、障がい者の福祉について広く関心と理解を促すため「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）の周知を図ります。
②学校教育における福祉教育の推進	小中学校の学習の一環として、障がい者への理解を深めるとともに、福祉の「こころ」を育てるため、総合的な学習の時間や職場体験学習等における福祉教育を教育委員会と連携しながら進めます。
③社会教育としての福祉教育の推進	社会福祉協議会との連携を図り、障がい者福祉施設等での体験機会の創出に努め、地域における福祉教育の充実を図ります。また、生涯学習の場などを利用し、福祉教育の充実に向けたボランティア意識の醸成を図ります。

④ボランティア活動の促進 ボランティア活動が円滑、効果的に進められるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として関係機関・団体の連携を図り、ボランティア団体の主体的な活動や人材育成の支援に努めます。ボランティアリーダーなどの研修を充実し、指導者の養成・確保を図ります。

また、障がい者自身がボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。

施策2 差別的扱いの禁止と合理的配慮

施策	内容
①障害者差別解消法に基づく対応	平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者に対して「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的配慮をすること」が求められています。 国見町では、住民に対して障害者差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、町職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領を策定し、合理的配慮を推進します。
②選挙における配慮	各投票所におけるスロープの設置などのバリアフリー化、代理投票や郵便等による不在者投票の周知・利用支援など、障がい者の選挙における配慮を図ります。
③合理的配慮の提供等に関する啓発	国及び県との連携のもと、地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、住民や企業等に対し、就労面などに関する差別的取扱い及び合理的配慮の事例の紹介、差別解消に関する啓発等を行います。

施策3 虐待防止と権利擁護の推進

施策	内容
①障害者虐待防止の啓発と適切な対応	「ふくしま障害者虐待防止センター」との連携のもと、障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。 また、虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど適切な対応に努めます。
②虐待防止ネットワークの構築	障がい者福祉専門委員会（自立支援協議会）、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター、福島県高齢者・障害者権利擁護支援センター、警察署、消防署、児童相談所など関係機関との連携体制を構築し、適切な支援を実施します。
③成年後見制度の普及と利用支援	知的障がい者や精神障がい者などで判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、成年後見制度の普及と利用促進に努めます。
④日常生活自立支援事業の利用促進	社会福祉協議会の専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供、助言、利用料の支払等の日常的金銭管理を代行する日常生活自立支援事業の啓発に努めます。 (あんしんサポート)

第2章 安心して暮らしやすいまち

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。さらに、障がい者の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や制度を利用するための支援を推進していく必要があります。

また、障がい者の積極的な社会参加を実現するためには、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実が不可欠です。外出支援については、障がい者の利用に配慮された交通機関の導入、経済的負担の少ない利用方法、歩道の幅の拡幅や段差、傾斜の改善などのバリアフリー対応の他、障がい者に対する付き添いサービスの利用やボランティアの派遣など移動支援サービスなどの拡充を図る必要があります。

近年、全国各地で地震や台風による土砂災害、河川の決壊などの大規模災害により、多くの命が奪われるなど多大な被害が発生しています。東日本大震災の検証によると、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の死亡率が健常者の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。災害発生時に、被災の影響を最小限にとどめるためには、情報の伝達や避難誘導などを迅速かつ的確に行うことはもちろんですが、避難先での生活について個々の状態に応じた配慮が必要です。

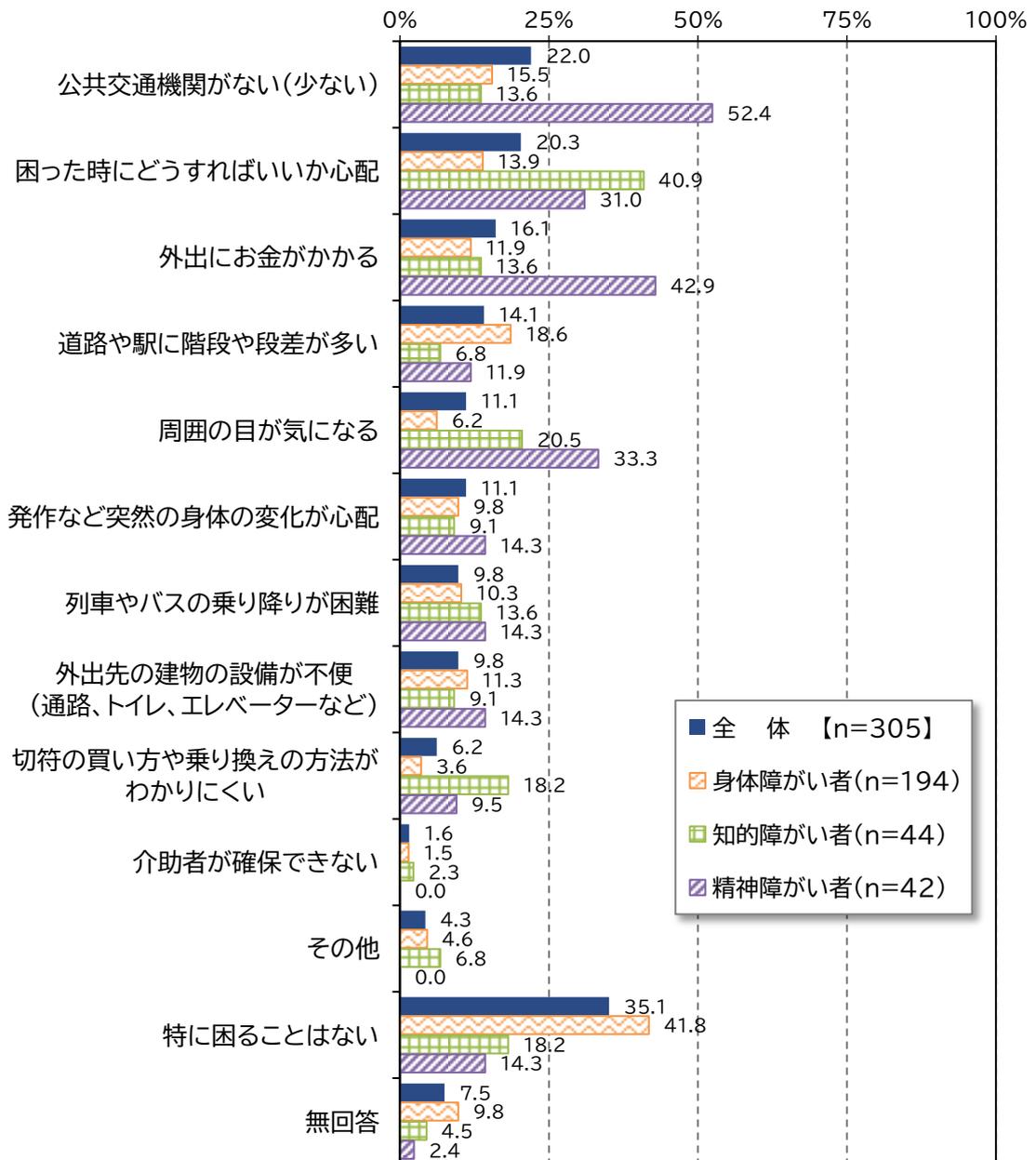
また、障がい者を犯罪から守り、消費者被害などにあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみの見守り活動を含めた犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要です。

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。情報提供にあたっては、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を支援することが重要です。

●アンケート調査結果より●

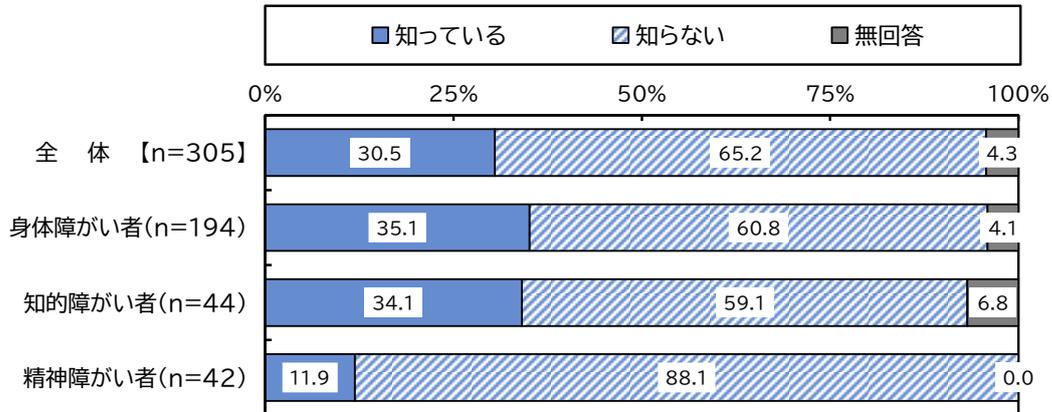
- 外出時に困っていることは、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」知的障がい者では「困った時にどうすればいいか心配」、精神障がい者では「公共交通機関がない（少ない）」がそれぞれ最も多く挙げられ、身体障がい者と精神障がい者では移動に関する回答が多くあります。
- 避難行動要支援者台帳を知っている割合は、身体障がい者では35.1%、知的障がい者では35.1%、精神障がい者では11.9%となっています。
- 災害が起きたときの心配ごととして、身体障がい者と知的障がい者では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も多く挙げられるなど、障がいに応じた不安があることがうかがえます。
- 福祉の情報をどこから得ているかは、「国・県・町等の行政機関の広報誌」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」などが多く挙げられています。
- 必要としている情報については、「医療機関の情報」、「相談できる場所の情報」、「災害に関する情報」などが多く挙げられています。

■外出時に困っていること(障がい者)



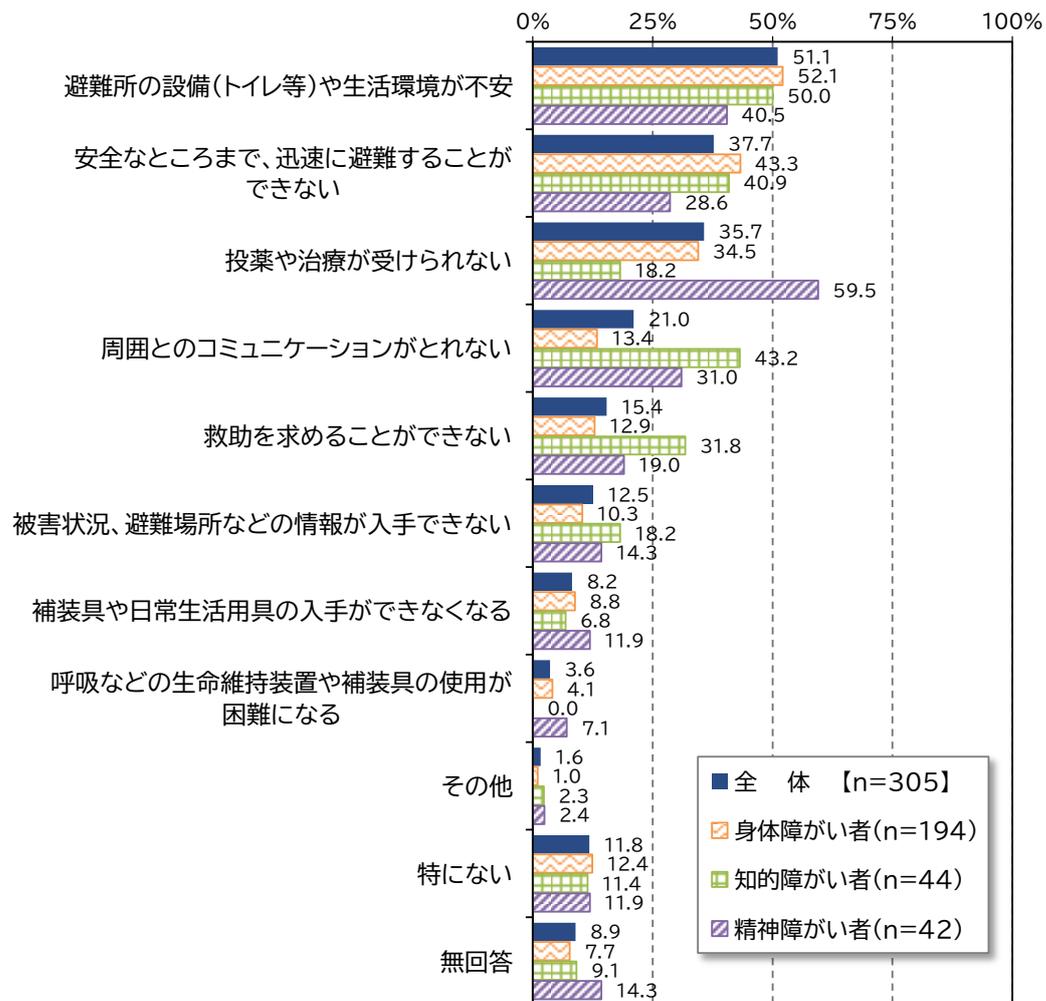
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■災害時要支援者台帳の認知度(障がい者)



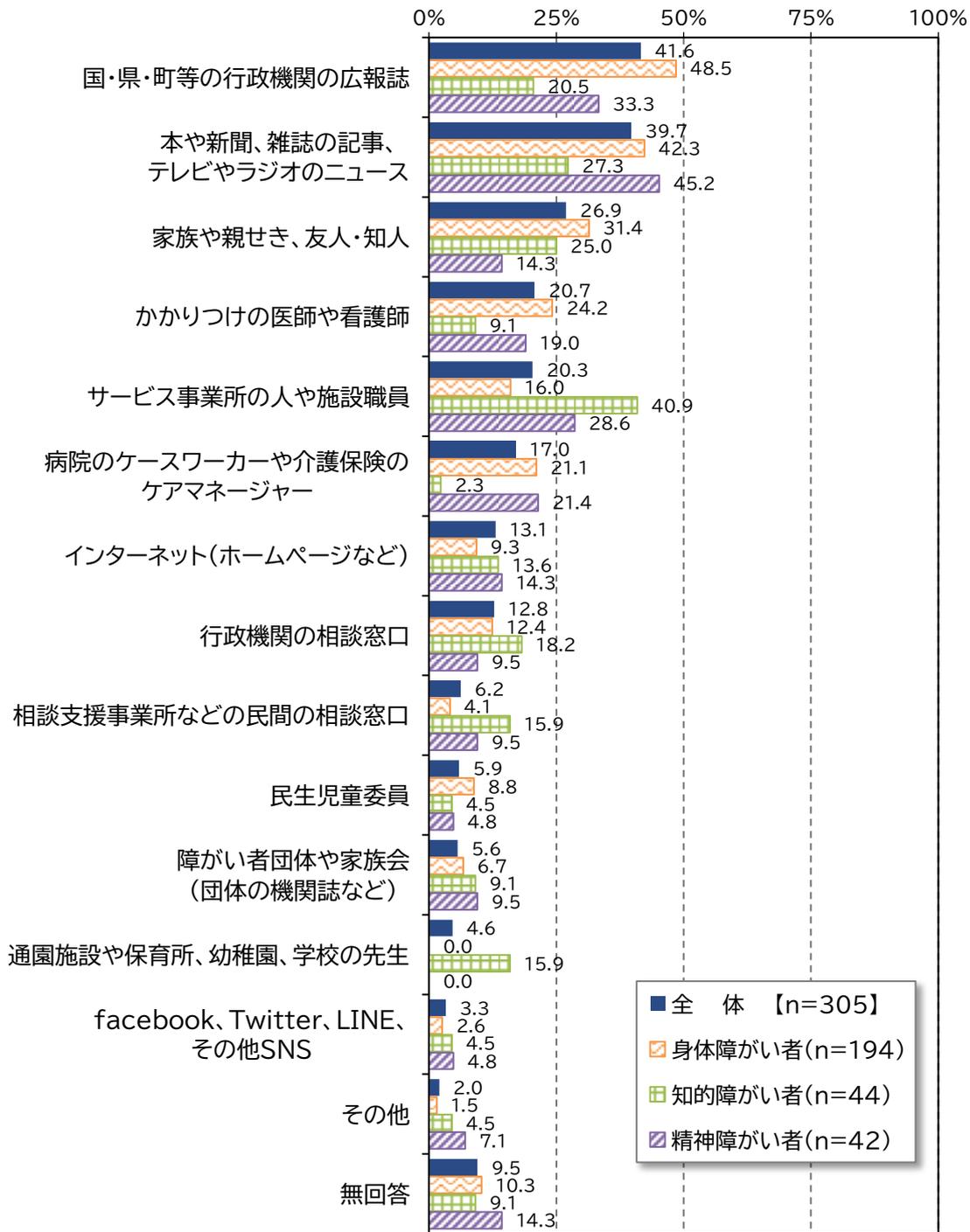
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■災害時の心配なこと(障がい者)



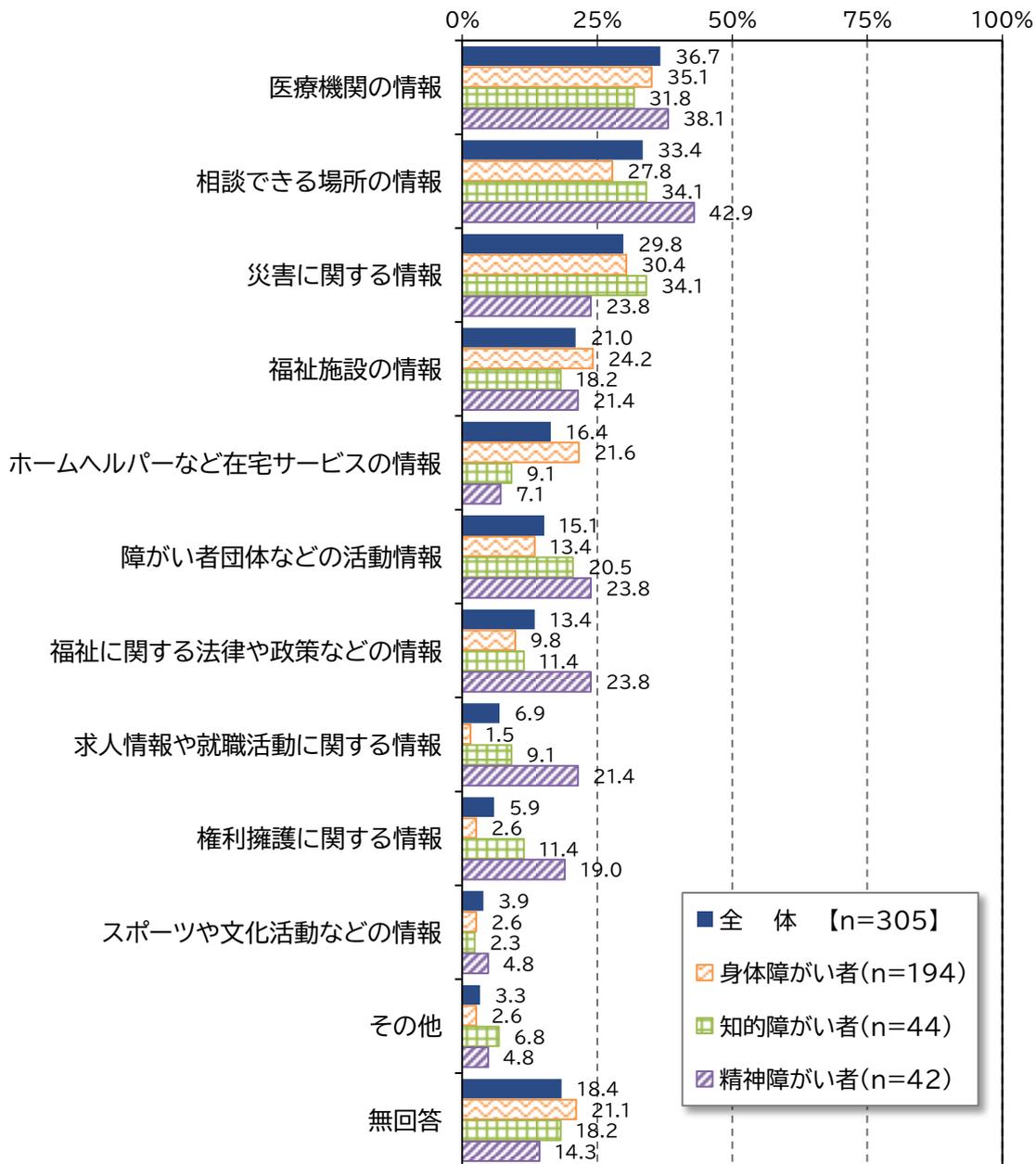
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■福祉に関する情報の入手経路(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■必要としている情報(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

今後の方策

障がい者が、それぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、建築物や道路、公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の行動範囲を広げ、積極的な社会参加を推進するため、交通・移動手段の整備を促進します。

災害に強い地域づくりを推進するとともに、障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保に取り組み、災害時の要配慮者全般の避難支援を推進します。また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組みを推進します。

さらに、障がい者が社会参加や制度・サービスの利用を円滑に行うためには、必要な情報を的確に入手できることが重要です。今後とも、広報、ホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。

施策1 交通・移動・居住環境の充実

施策	内容
①移動支援の充実	障がい者等の移動を支援し、行動圏の拡大を図るため、移動支援事業、福祉有償運送事業の継続を支援します。
②交通バリアフリー化の推進	障がい者等が自分の意思により自由に社会参加できるよう、「バリアフリー新法」の普及啓発を図り、段差解消等の促進を図ります。 障がい者が交通機関をより自由に利用できるよう、駅施設や駅周辺の歩行空間等を含めたより広い範囲でのバリアフリー化について、公共交通事業者等への啓発に努めます。
③建築物のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」及び福島県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設を円滑に利用できるように努めます。また、公共性・公益性の高い民間建築物の管理者等に対し、建築物の出入口の段差解消や身体障がい者用トイレの設置、障がい者に分かりやすい表示・案内などのバリアフリー化に向けた啓発に努めます。
④住まいのバリアフリー化の推進	障がい者が住み慣れた自宅で、安全で快適に継続して生活が営めるよう、日常生活用具の給付などの助成制度の周知を図り、利用を促進します。

施策2 防災対策・災害時支援体制の充実

施策	内容
①地域の防災体制の充実	<p>「国見町地域防災計画」に基づき、地域における防災対策として、情報伝達手段の多様化、防災知識の普及・啓発、自主防災組織の支援に努めます。</p> <p>災害時に支援が必要な人の避難支援等の災害時対応が有効に機能するよう、住民全体に防災の知識や訓練等の啓発を進めます。</p>
②避難行動要支援者名簿等の整備・更新	<p>災害時の避難に支援が必要な人を把握するため、障がい者などへ台帳登載への趣旨の周知に努めます。</p> <p>地域の支援者（社会福祉協議会、民生児童委員、町内会長など）の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整備・更新を図るとともに、支援者間及び消防団や警察との要支援者情報の共有、避難支援個別計画の策定を推進します。</p>
③福祉避難所の確保・充実	<p>災害時要援護者の身体介護や医療的な対応など、特別な配慮が必要な場合に対応できるよう、福祉避難所として福祉施設や医療機関を指定するとともに、指定したサービス事業者等との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国見町デイサービスセンター ●通所介護日和 くにみ ●特別養護老人ホーム 国見の里 ●小坂ふるさと館

施策3 防犯対策等の充実

施策	内容
①防犯対策の充実	<p>広報等を通じて地域の防犯意識の高揚を図るとともに、民生児童委員等の見守り活動や防犯パトロール等の地域における活動を促進します。</p>
②消費者被害防止の啓発	<p>障がい者や高齢者等の消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法等についての情報提供を図るとともに、警戒心喚起に向けた啓発活動を行います。</p>

③地域見守り活動の充実	<p>町内事業所等と見守り協定を締結し、障がい者や高齢者等の日常生活の見守りを行い、地域住民の異変の早期発見、早期対応ができる体制の構築、また不審者や事故等を発見したときの早期通報により、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活協同組合コープふくしま ●ヤマト運輸株式会社福島主管支店 ●株式会社セブン-イレブン・ジャパン ●ふくしま未来農業協同組合 ●日本郵便株式会社福島東郵便局・国見郵便局
-------------	--

施策4 情報提供の充実

施策	内容
①情報提供体制の充実	障がい者が様々な機会や場を通じて、各種制度や障がい福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。
②町ホームページの充実	町ホームページの音声読み上げ機能への対応を図るなど、ウェブアクセシビリティを確保するとともに、障がい者やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。

施策5 意思疎通支援の充実

施策	内容
①意思疎通支援事業	地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」による手話通訳者の派遣事業に関してもニーズを踏まえ障がい者の社会参加につながる事業を推進します。
②情報・意思疎通支援用具の給付	日常生活用具給付等事業を通じて、障がい者用パソコン周辺機器（障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンターなどの情報機器を給付し、視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。
③意思疎通支援の充実	相談業務などにおけるタブレット端末やその他ICT機器の活用など、町役場や関係機関における意思疎通手段の拡充を検討し、情報バリアフリー環境の整備を推進します。また、障がい者のIT機器の活用支援を検討します。

第3章 暮らしを支えるまち

現状と課題

障がい者が自立し、安心して地域生活を送るためには、自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用するための情報提供や意思決定支援を行うとともに、気軽に相談でき、適切な助言を受けられる相談支援体制の構築が必要です。

また、障がいのある人の地域移行をより一層推進していくためには、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、サービスの量的・質的充実に努める必要があります。

障がいの原因には、先天性のものや事故や疾病等から生ずる後天性のものなどさまざまです。先天的な障がいや乳幼児期の障がいについては、早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となります。また、身体の障がいは後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心疾患」によるものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このように、壮年期以降の疾病などによる障がいの発生も多いことから、生活習慣病などの疾病対策も重要な課題となります。

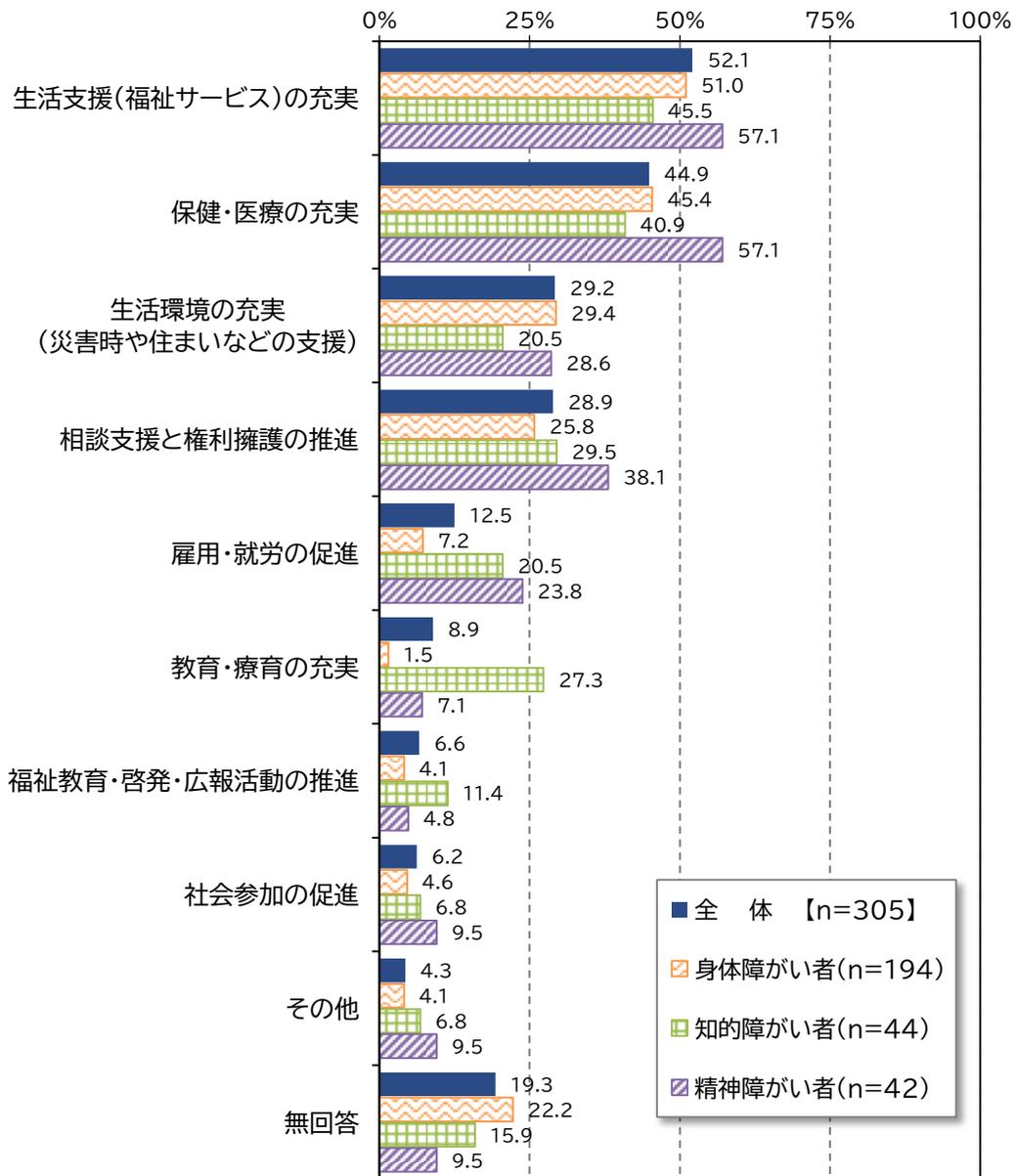
また、高齢化の進行とともに、地域における長期療養者が増加すると考えられ、障がい者にとってのリハビリテーション及び医療の充実、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものであることから、医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割のなかで障がい者一人ひとりのニーズに合ったリハビリテーション及び医療の充実に努めていくことが必要です。

障害者総合支援法は、基本方針として「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」を掲げています。退院可能な精神障がい者の地域移行を実現するためには、人権に配慮した適正な精神医療、精神障がいや精神障がい者に対する正しい理解、地域で生活していくための社会資源の活用など、なお多くの課題が残されています。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、退院前後の支援に関する取組みの充実を図るため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

●アンケート調査結果より●

- 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいことは、全ての障がい者で「生活支援（福祉サービス）の充実」、「保健・医療の充実」が上位に挙げられています。
- 一般町民に障がい者が地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか尋ねたところ、「相談対応等の充実」が最も多いほか、「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスの充実」、「地域住民等の理解」、「在宅での医療ケアの充実」などが上位に挙げられています。
- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることを尋ねたところ、「自分の健康や体力に自信がないこと」が43.0%で最も多くなっています。
- 健康管理や医療で困ったことについては、全ての障がい者で「医療機関が遠い」という回答が最も多く、特に精神障がい者の回答割合がひとときわ高くなっています。

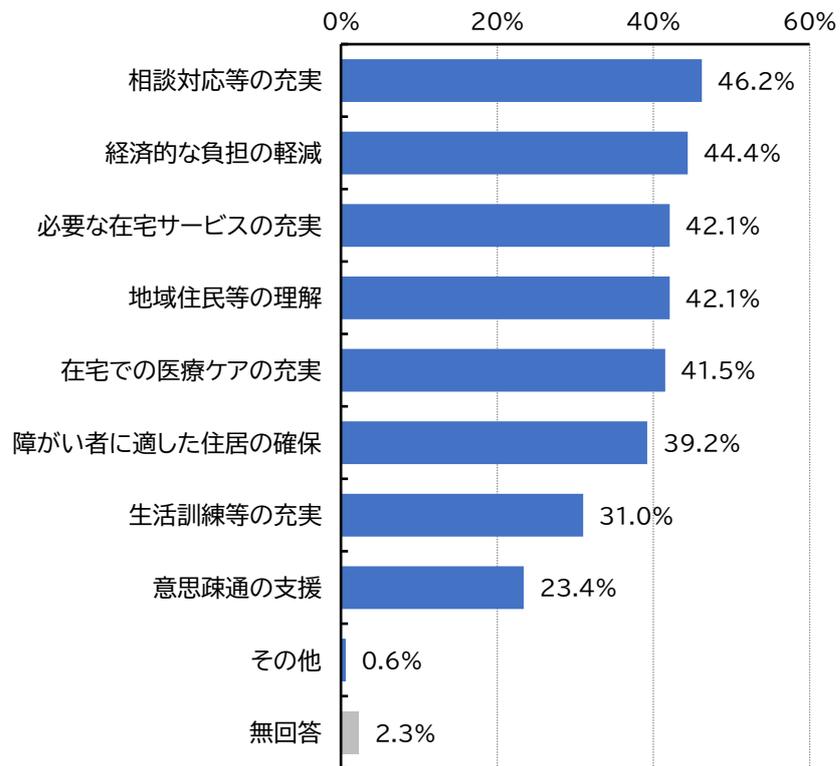
■暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいこと(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

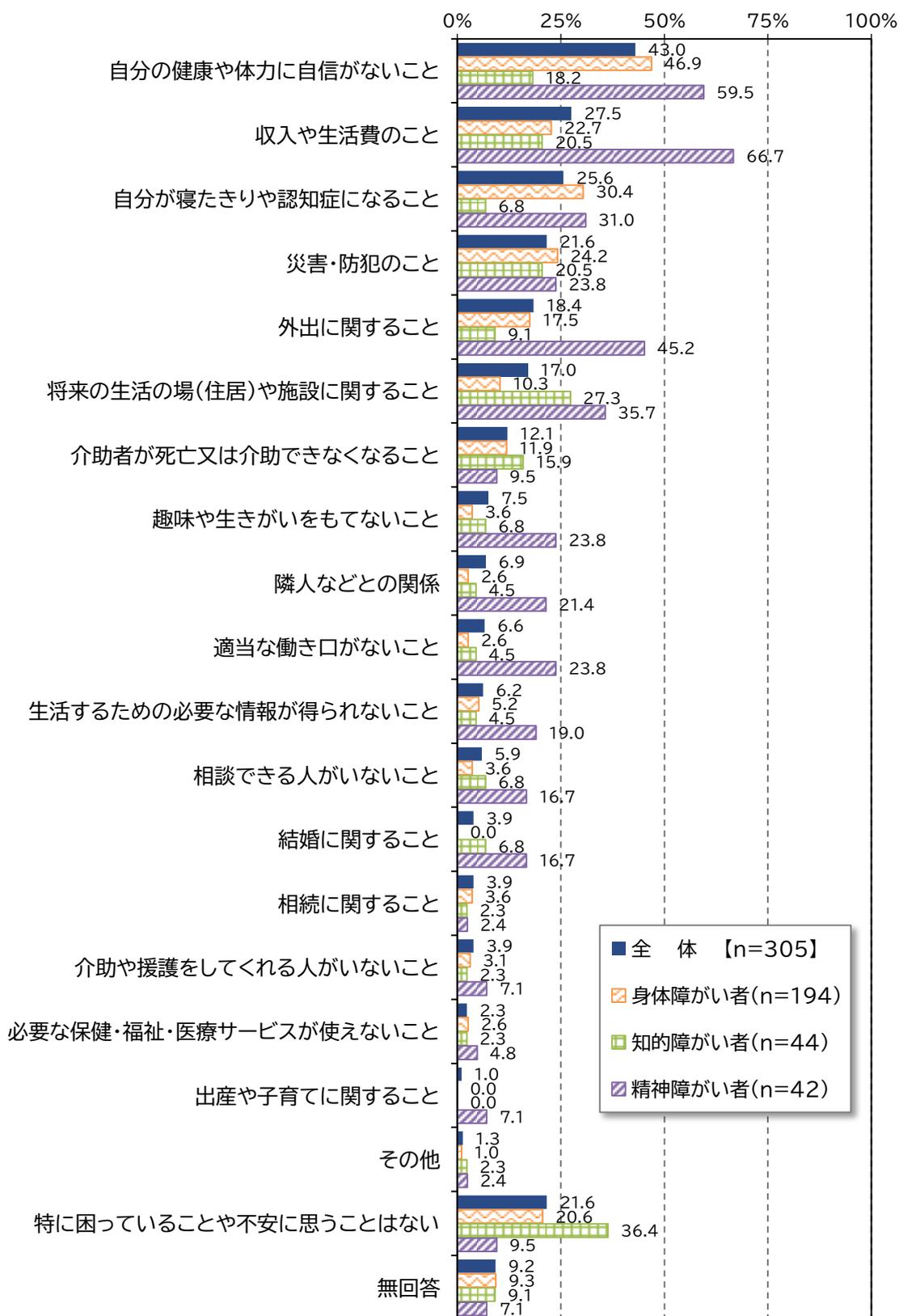
■地域で生活するために必要な支援(一般町民)

【n = 171】



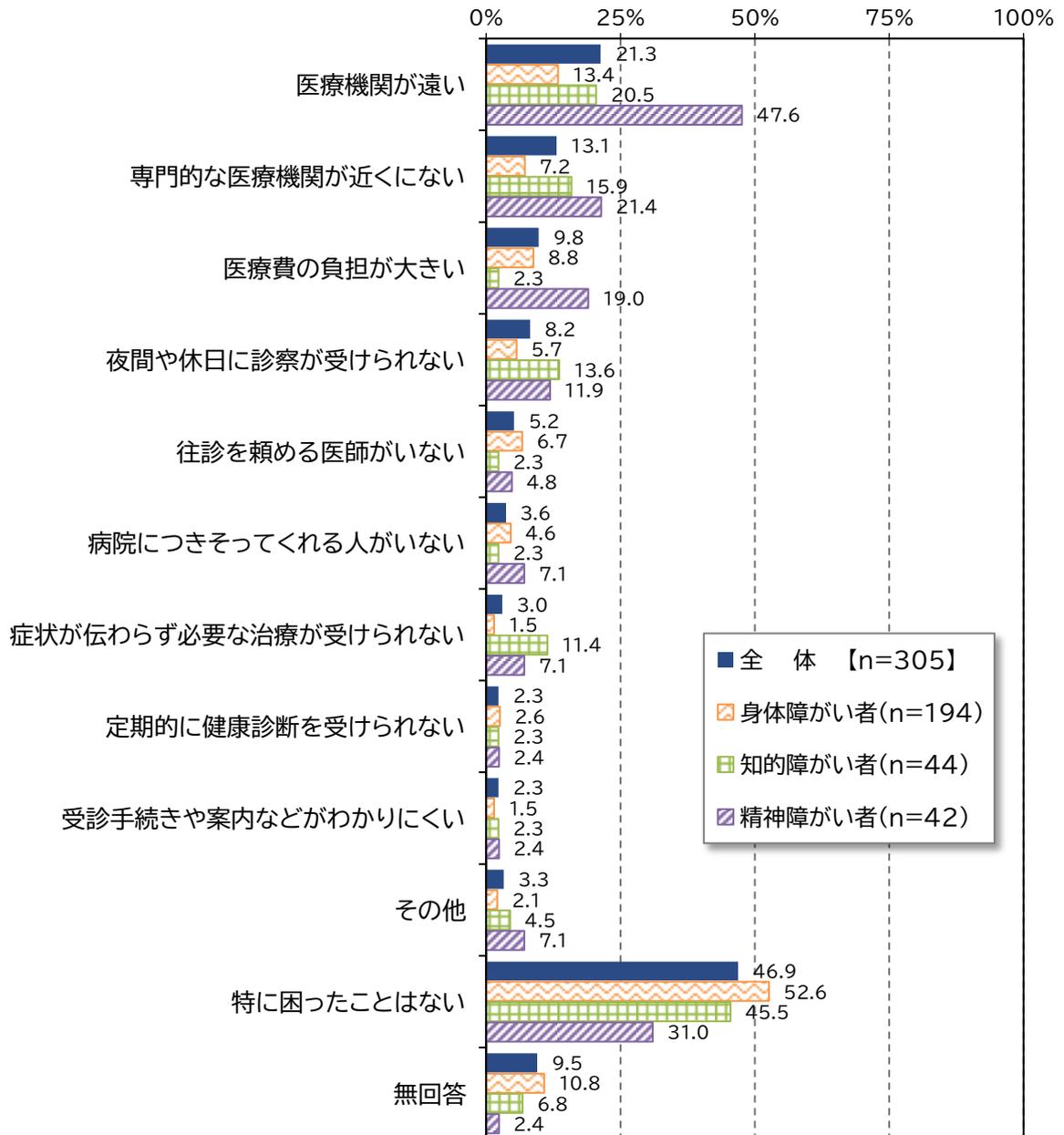
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(一般町民)

■暮らしの中での困りごとや不安(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■障がい者の健康管理・医療リハビリテーション



今後の方策

障がい者やその家族が抱える生活上の不安や問題の早期解決を促進するため、関係機関などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。各種相談支援の実施にあたっては、障がい者の意思を尊重し、本人の立場で考えていくことを徹底します。

また、障がい者の健康づくりを推進するとともに、疾病の予防と支援を必要とする障がい者への早期対応に向け、きめ細かな保健指導や各種健康診査の推進、生活習慣病予防対策の充実などを図ります。

また、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域において行えるよう、体制整備に努めます。

施策1 相談支援の充実

施策	内容
①障がい者の相談支援事業	障がい者の多様なニーズに的確に対応し、障がい者やその家族の地域生活を支援し、在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談支援事業を委託により実施します。 障がい者の生活の安定と自立した生活を確保するため、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労等を支援します。また、現在実施している訪問による相談を推進し、外出困難な障がい者のニーズの掘り起こしに努めます。
②相談支援ネットワークの整備	ふくしま基幹相談支援センターを中心として、地域における身近な相談相手である民生児童委員、町や教育委員会等の行政機関、社会福祉協議会やNPO等の団体間の連携強化及び調整を図ります。 障がい者のライフプランの上で大きな柱である「療育・教育」「就業」「家庭生活」「老後」のそれぞれについて、総合的かつ専門的な相談支援が円滑に実施できるよう努めます。
③地域における生活支援拠点の整備	障がい者の重度化や高齢化、さらには「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な五つの機能を備えた地域生活支援拠点を整備しました。今後、制度の周知や利用促進に向けた取り組みを進めます。

施策2 福祉サービスの充実

施策	内容
①障がい福祉サービス	<p>障がい者等の自立と社会参加を実現するため、必要とされる「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」を提供します。</p> <p>サービス提供基盤の充実を図るため、近隣市町との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「訪問系サービス」・・・地域で暮らす障がい者等の生活を支える（居宅介護、同行援護等） ●「日中活動系サービス」・・・昼間の活動の場を提供する（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、短期入所等） ●「居住系サービス」・・・住まいを提供するグループホーム等（共同生活援助、施設入所支援）
②地域生活支援事業	<p>障がい者が自立した生活を営めるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効果的・効率的に実施します。近隣市町との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <p>利用者の状況や社会資源の状況を踏まえ、町独自の任意事業にも取り組んでいきます。</p> <p>（必須事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業 <p>（任意事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●更生訓練費給付 ●訪問入浴サービス ●日中一時支援 ●身体障害者用自動車改造費助成 ●自動車運転免許取得費助成 ●声の広報等発行事業
③補装具	<p>補装具はそれぞれの障がいの身体機能を補完するために個別に設計・加工され、長期間にわたり継続して使用するものです。</p> <p>そのため、交付または修理を行う際は、更生相談所等の意見をもとに適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。</p> <p>また、より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●肢体不自由・・・歩行補助つえ、車椅子、歩行器、義肢、装具、座位保持装置等 ●視覚障害・・・盲人安全つえ、義眼、遮光眼鏡等 ●聴覚障害・・・補聴器 ●その他・・・重度障害者用意思伝達装置等

<p>④給付・助成等</p>	<p>障がい者の在宅生活の支援や経済的負担の軽減を図るため、町独自で取り組むものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人工透析患者通院交通費補助事業 腎臓機能障がい者が人工透析のために医療機関に通院する交通費の一部を助成します。 ●在宅重度障がい者対策事業 在宅の重度障がい者で常時介護を要する65歳未満の方に対し、紙おむつ等の購入券を給付します。また、在宅の人工肛門・人工膀胱造設者に対し、装具等の購入券を給付します。 ●重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業 在宅の重度障がい者が医療機関への通院等に利用するタクシー料金の一部を助成します。 ●障がい者施設等通所交通費助成事業 在宅の障がい者が障がい者施設等に通所するための交通費の一部を助成します。 ●在宅酸素濃縮器利用助成事業 在宅酸素療法で生活している呼吸器機能障がい者または心臓機能障がい者に対し、電気料金の一部を助成します。
-----------------------	--

施策3 生活安定施策の推進

<p>施策</p>	<p>内容</p>
<p>①施策・制度の周知</p>	<p>広報紙やパンフレット、ホームページなどを利用し、障がい者福祉施策・制度の周知を行い、保健、医療、福祉サービス利用者の利便性向上を図ります。</p>
<p>②公的年金・各種手当などの支給</p>	<p>障がい者が地域社会の中で自立して生活していくため、公的年金制度や各種手当制度に基づき、本人又は養育者に、年金、手当などについて周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害基礎年金 ●障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児 ●特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者 ●特別児童扶養手当：心身障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者 ●自動車税・自動車取得税などの減免、JR・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、公共料金などの減免、県立施設などの利用料減免制度

③生活福祉資金の貸付	障がい者が自立更生に必要な資金を確保できるよう、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付制度について周知を図ります。
------------	--

施策4 医療リハビリテーション等の利用促進

施策	内容
①医療機関等の情報提供	地域リハビリテーション広域支援センターやその他の医療機関・訓練施設等についての情報提供を行い、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。
②医療費助成の周知と適切な給付	自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度等についての周知に努め、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。
③広域連携による医療リハビリテーションの体制整備	症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあたりリハビリテーション等が適切に受けられるよう、県及び近隣市町、医師会、町内及び近隣の医療機関との連携を図り、広域的な医療リハビリテーション体制の構築に努めます。
④高次脳機能障がいへの対応	県内の高次脳機能障がい支援拠点機関と連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応などの支援を行います。

施策5 難病患者に対する支援の充実

施策	内容
①情報提供の推進医療機関等の情報提供	県北保健福祉事務所や福島県難病相談支援センターと連携し、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。
②サービス等の周知と利用支援	難病患者を対象とした障がい福祉サービス等の周知と利用支援を図り、難病患者が抱える不安やニーズの把握に努め、医療機関を中心にした連携体制の構築に努めます。

施策6 障がいの早期発見・疾病の予防推進

施策	内容
①健康診査の受診勧奨と健診事後指導	障がいの原因となる疾病や異常の早期発見・治療に向け、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診事後指導の一層の充実に努めます。
②ライフステージに応じた保健事業の充実	妊娠期・乳幼児期から高齢期に至るまで、年代や状況に応じた保健事業を推進し、健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病予防等の啓発や主体的な健康づくりを促進します。

施策7 精神保健対策の推進

施策	内容
①心の健康づくり	家庭、学校、職場、地域を問わず、あらゆる場において精神疾患を予防するため、教育関係部局やNPO等と連携を図り、心の健康づくりを推進します。
②相談体制の充実	精神障がい者が、地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩みなどに対し、県北保健福祉事務所や医療機関、相談支援事業所との連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。
③精神障がいの理解に関する普及啓発の推進	精神障がいに対する住民の誤解や偏見に対して、精神障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

第4章 障がいのある子どもを支えるまち

現状と課題

障がいや発達に遅れのある子どもが、地域で安心していきいきと生活できるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な療育、教育及び相談支援などが必要です。

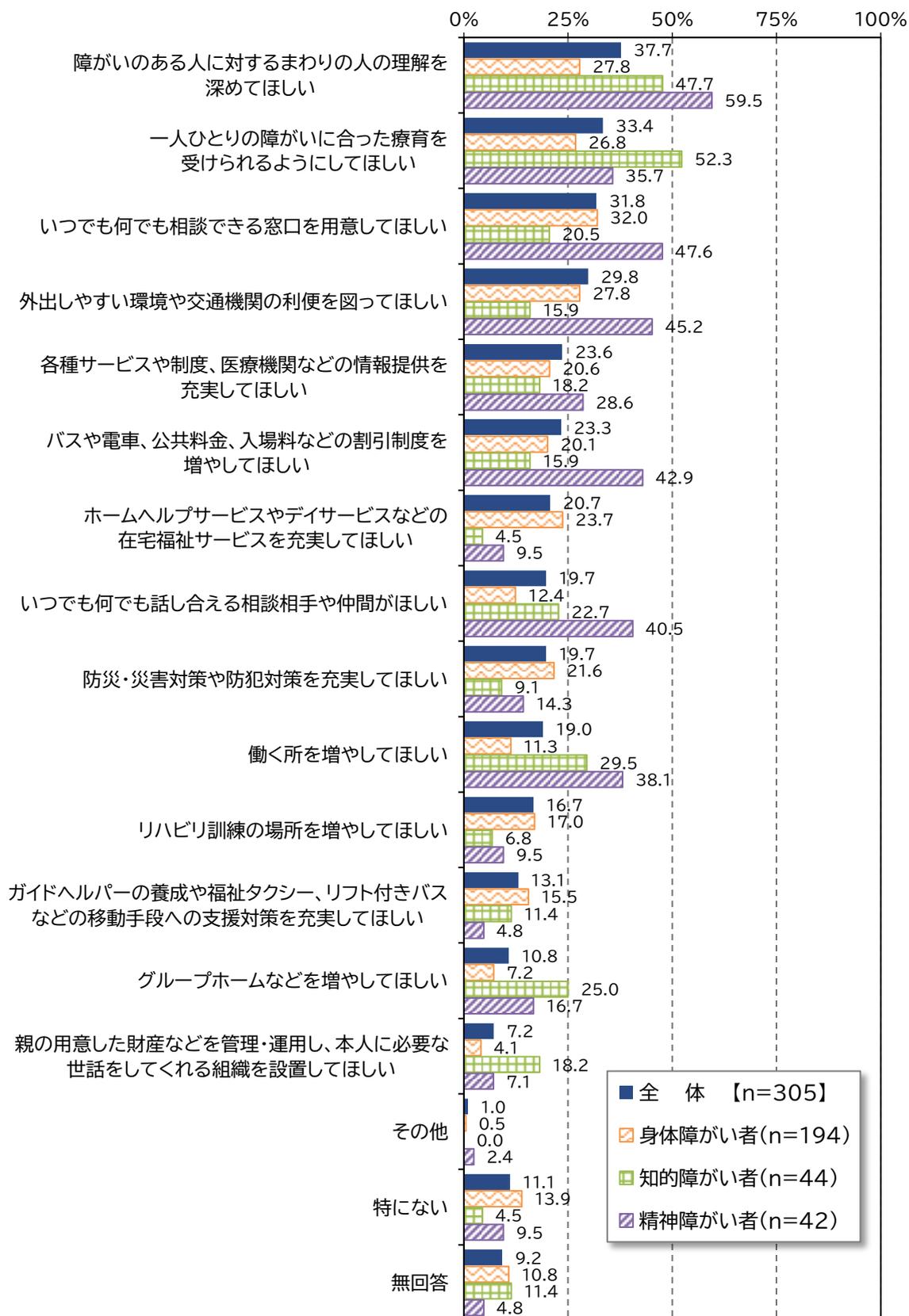
できるだけ早期に障がいを発見し、必要な療育支援を行うとともに、一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性に応じてよりよい環境を整え、障がいのない子どもと共に学び合える体制を整えていく必要があります。

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことをめざすインクルーシブ教育システムの構築には、障がいのある児童生徒が「基礎的環境整備」や「合理的配慮」を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことが重要です。また、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

●アンケート調査結果より●

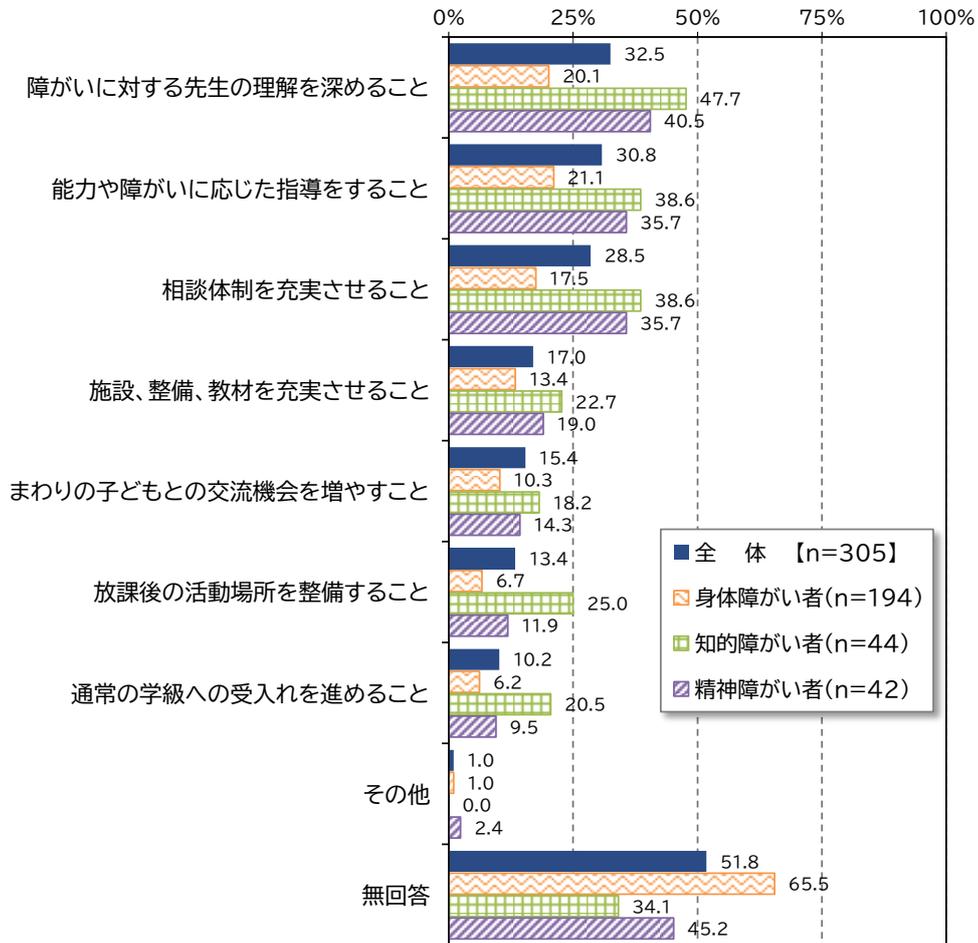
- 自立した生活を送るために特に望むこととして、身体障がい者では「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」、知的障がい者では「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられるようにしてほしい」、精神障がい者では「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」がそれぞれ最も多く挙げられています。
- 障がい児が学ぶための環境について、どのようなことが望ましいと思うか尋ねたところ、身体障がい者では「能力や障がいに応じた指導をすること」、知的障がい者と精神障がい者では「障がいに対する先生の理解を深めること」がそれぞれ最も多く挙げられています。
- 一般市民に障がい児が学ぶための環境について尋ねると、障がい者の回答と同様に「能力や障がいに応じた指導を充実させること」、「障がいに対する教師の理解を深めること」がともに6割を超え比較的多い回答となっています。

■ 自立した生活を送るために望むこと(障がい者)



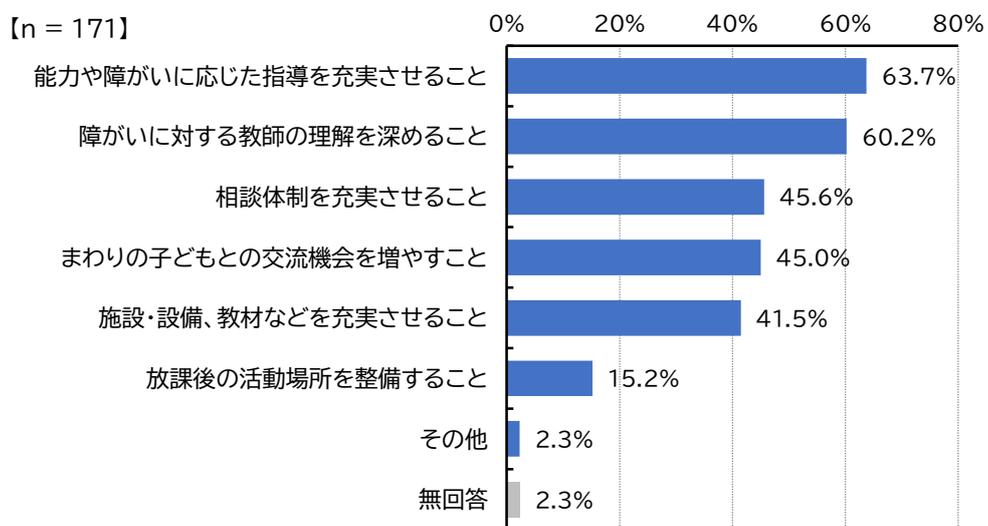
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■障がいのある子どもが学ぶための環境について(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■障がいのある子どもが学ぶための環境について(一般町民)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(一般町民)

今後の方策

学校保健、住民向けの健康診断・各種健診、健康相談等の健康づくり支援施策は、障がいの早期発見・早期対応、生活習慣の改善などの重要な機会となります。今後とも、各種事業を充実し、障がいへの早期対応を進めていきます。

障がい児教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活していくことができるための基礎・基本を身につけることです。障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる「インクルーシブ教育システム」の推進を図ります。

施策1 発達・療育に関する相談支援の充実

施策	内容
①早期療育などに関する保護者への啓発	乳幼児の心身の障がいの早期発見、療育については、家庭の果たす役割が大きいことから、障がいの兆候がみられる場合には早期に相談や必要な支援につなげられるよう、保護者に対する啓発及び助言・指導などを行います。
②発達に関する相談・指導の推進	3歳児以後の集団生活において問題が生じてくる広汎性発達障害等の発達障がいを早期に発見し、適切な療育へとつなげるため、発達相談を実施し、保健師等が面接・指導を行います。 ●子育て支援センター ●ニコニコ相談会 ●ももさぼ
③総合的な療育体制づくり	医療・福祉・保育・教育などの各分野の関係機関の連携のもと、障がい児を持つ家族への情報提供・相談支援、保育・教育のなどの総合的な療育支援体制づくりに努めます。
④障がい児の保護者に対する支援	子どもの発達について保護者に心配や不安があるときに、保健師が子どもの特性に合わせた関わり方を伝え、子どもの発達と保護者の支援を図ります。また、障がい児の保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、必要な療育から就学までの切れ目のない支援体制の充実に努めます。

施策2 障がい児の福祉サービスの充実

施策	内容
①児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスの確保	<p>近隣市町との連携を図り、児童福祉法に基づく障がい児の福祉サービスの提供体制の確保に努めます。また、福祉サービスの情報提供を図り、必要な在宅障がい児の利用支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等） ●障害児入所支援（福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援） ●障害児相談支援

施策3 育ちの環境の充実

施策	内容
①障がい児保育等の充実	<p>保育所・幼稚園に通園する障がい児が健全に成長できるように、障がい児保育の充実を図ります。集団保育・教育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、障がいがない児童との交流保育を推進します。</p>
②教育相談・就学支援の充実	<p>障がいの程度、種類に応じた就学ができるよう、早期の教育相談体制の充実を図るとともに、教育・保健・福祉部門の連携を推進し、障がい児教育に関する情報提供の充実、障がい児を持つ保護者との連絡を緊密にするなど、相談と就学支援に努めます。</p>
③放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	<p>町内の小学校の特別支援学級に通う障がい児について、放課後や長期休暇時における一時預かりの場所を提供し、障がい児の健全育成をはじめ、保護者の負担軽減を図ります。</p>
④特別支援教育の充実	<p>発達障がいを含めた障がい児の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの特性、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進します。</p>
⑤進路指導の支援	<p>卒業後の進路を円滑にするため、特別支援学校や相談支援事業者・NPO等の関係機関との連携を図り、職場実習の受け入れなど、障がい児の適性把握と進路指導の支援を図ります。</p>

第5章 社会参加を応援するまち

現状と課題

障がい者が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであることから、就労と生活の総合的な支援が必要です。

障がい者の一般就労や職業的自立を促進するためには、学校教育や福祉施設における取組みを強化するとともに、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努め、障がい者の能力や障がいの種類や程度に応じた職業リハビリテーション等の機会の拡充等、訓練や就労のための総合支援を今まで以上に充実させる必要があります。

福祉的就労の場は、一般就労に向けた作業訓練や一般就労が困難な障がい者の働く機会を提供する場であるとともに、障がい者の相談支援や仲間づくりの場であるなど、社会参加を支援する施設としての役割も果たしています。

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。また、スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動を通じて障がいのある人とない人とが交流し、お互いに理解と認識を深めることから大きな役割を果たしています。

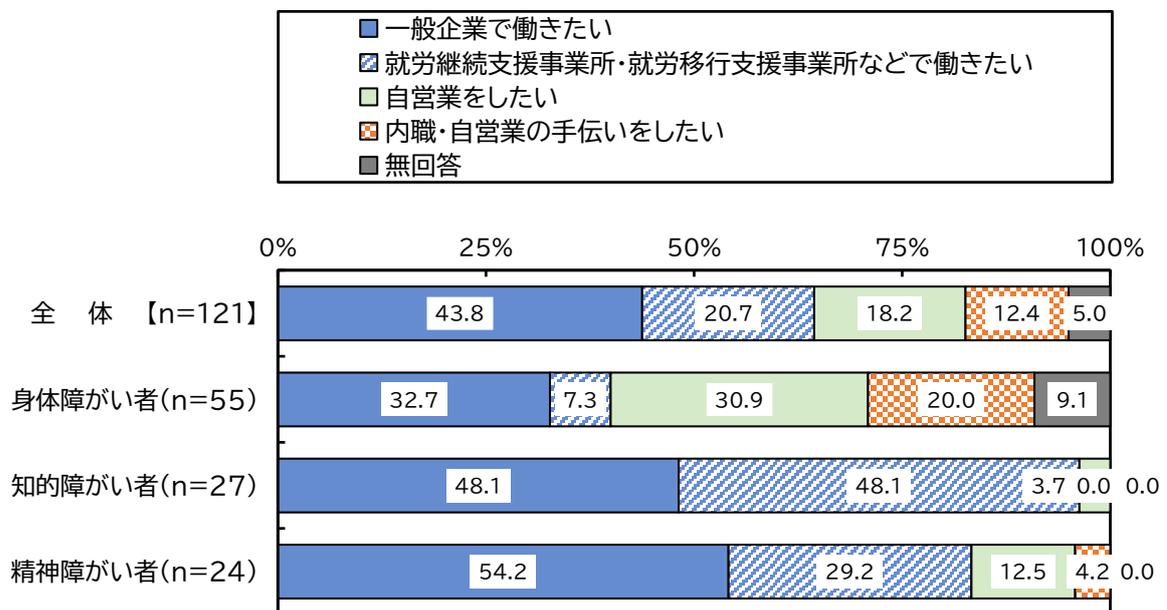
障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽にスポーツや文化芸術活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整える必要があります。

また、障がい者の場合、介助者なしにスポーツ・レクリエーションに取り組むことは困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。障がい者がどのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

●アンケート調査結果より●

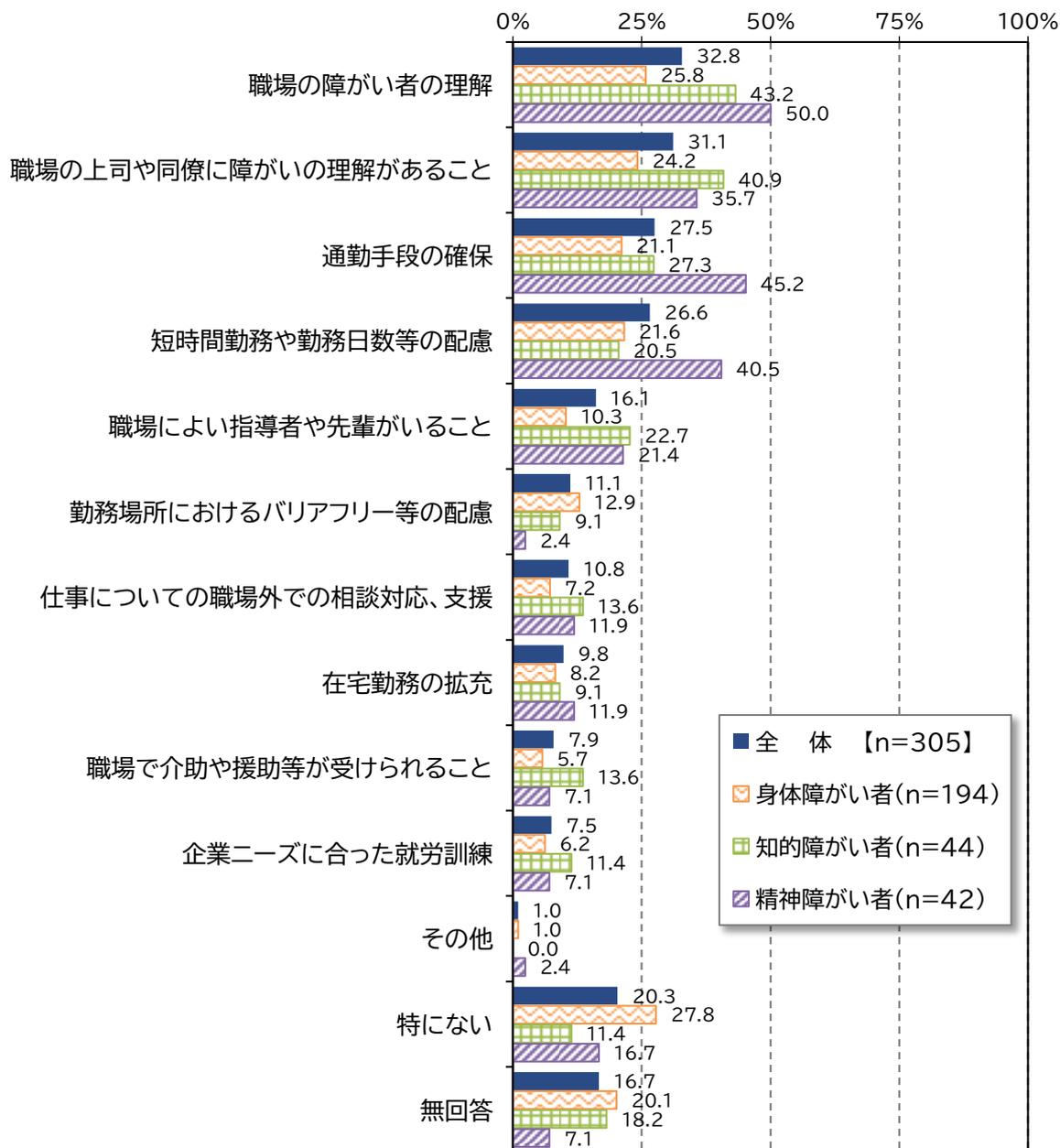
- 希望する就労場所については、全ての障がい者において「一般企業で働きたい」が最も多くなっていますが、知的障がい者では「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所などで働きたい」も同率で高い割合となっています。
- 障がい者の就労支援として必要なことを尋ねたところ、全ての障がい者において「職場の障がい者の理解」が最も多く挙げられています。
- 地域においてどのような活動に参加したいかを尋ねたところ、身体障がい者と知的障がい者では「地域の行事やお祭り」、精神障がい者では「障がい者グループ・団体での活動」がそれぞれ最も多く挙げられています。
- 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこととして、全ての障がい者において「参加しやすいような配慮」が最も多く挙げられています。

■希望する就労場所(障がい者)



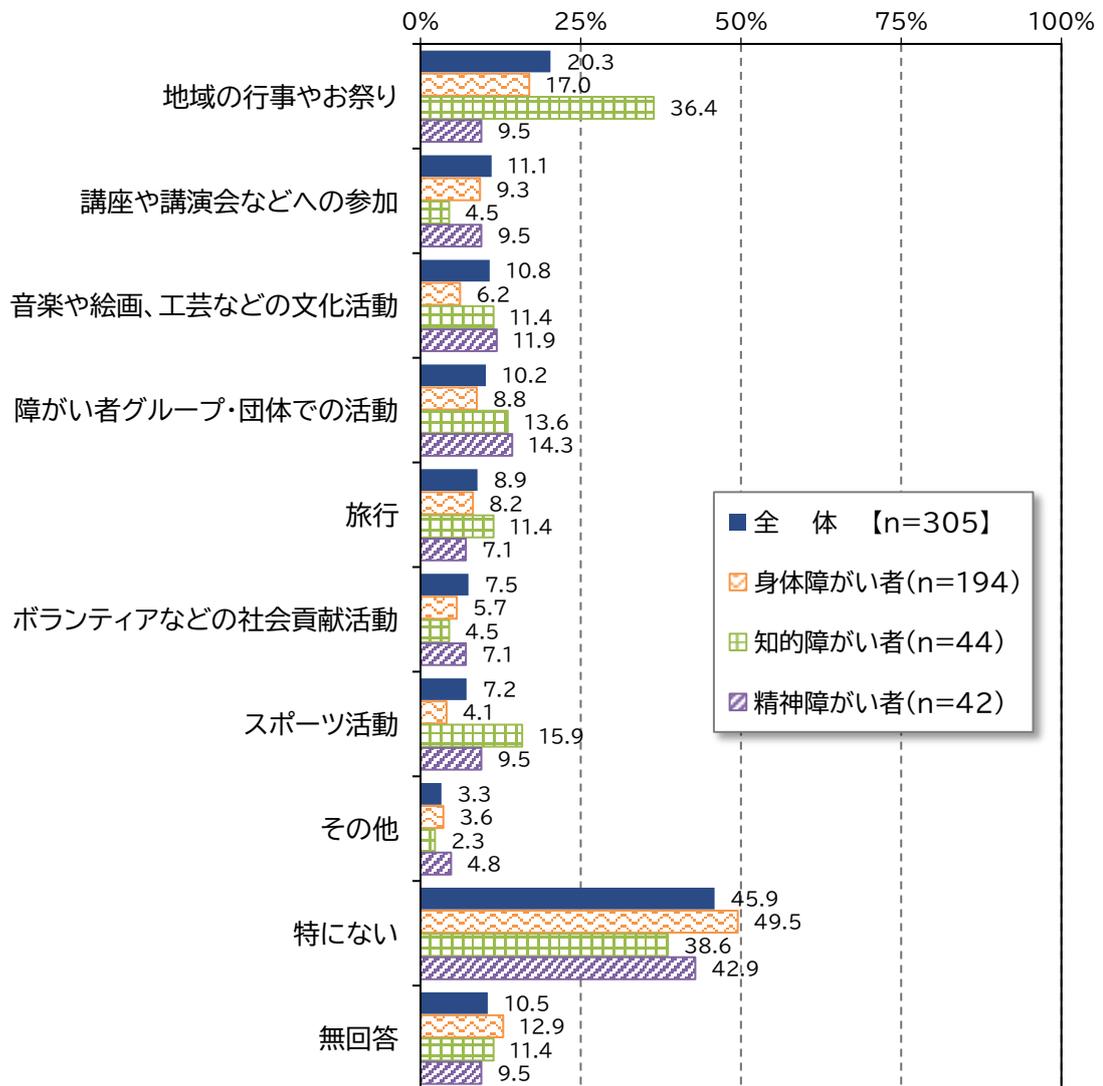
資料：国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■就労支援として必要なこと(障がい者)



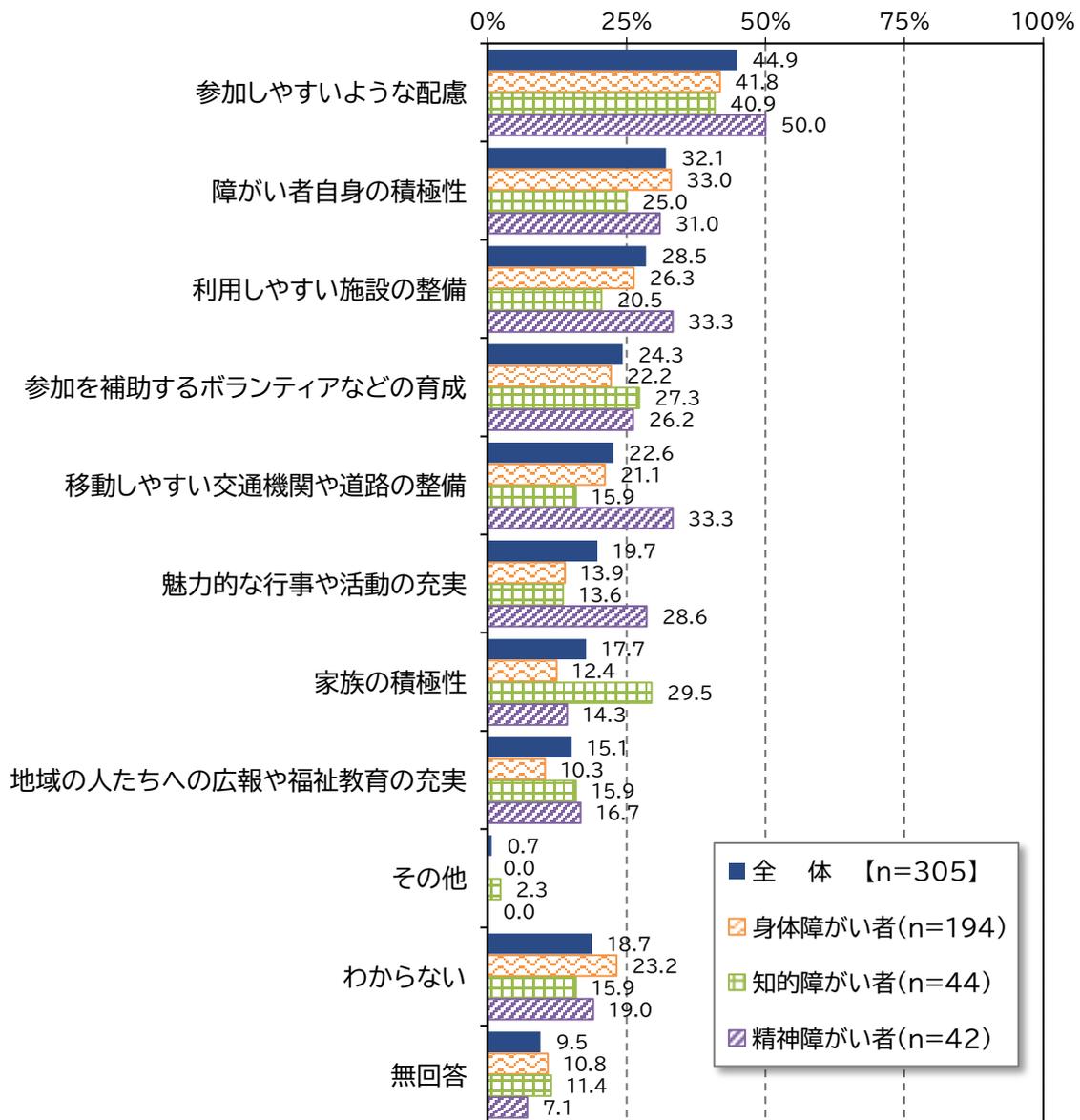
資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■地域において参加したい活動(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

■障がいがある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと(障がい者)



資料:国見町障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者)

今後の方策

障がい者が地域で質の高い自立した生活を送るためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、障がい者雇用の理解と促進を図り、多様な就業機会の確保に努めます。

また、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担軽減などにより障がい者の経済的自立を支援します。

障がい者が生きがいのある生活を確保するとともに、障がいのない人との関わりを持つことによって障がいや障がいのある人への理解と認識を深めるためにも、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動の推進を図ります。

施策1 障がい者の就労支援

施策	内容
①一般就労に向けた支援	ハローワーク（公共職業安定所）、福島県障害者職業センター、県北障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、商工会等との連携を図りながら、障がい者の雇用・就労の促進に努めます。
②障がい者による生産品等の需要の増進	障がい者の経済的自立を支援するため、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する受注の機会を確保する障がい者優先調達を推進します。 さらに、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るため、その周知やPRに努め、消費者の理解の促進を図ります。
③就労移行支援事業の推進	自立支援給付における就労移行支援サービスを実施し、一般就労が可能な障がい者が、できるだけ多く就職できるよう支援を図ります。
④福祉的就労の場の確保	近隣市町と連携を図りながら、自立支援給付における就労継続支援事業所、地域活動支援センターなど、一般就労が困難な障がい者の働く場の確保に努めます。

施策2 障がい者雇用の促進

施策	内容
①障がい者雇用の啓発	ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関との連携のもと、町内及び近隣企業に対して障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知を図り、障がい者雇用に対する理解と積極的な取り組みを求めていきます。
②障がい者雇用支援制度の活用促進	「職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業」「障害者試行雇用（トライアル雇用）事業」などの制度の周知により活用促進を図ります。
③障がい者が働きやすい職場づくりの啓発	障がい者が無理なく就労できるよう、短時間勤務、フレックス勤務などに対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。また、偏見や差別なく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚の理解を促進するための広報・啓発を行います。

施策3 文化芸術・スポーツ・地域活動等への参加の促進

施策	内容
①スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進	障がい者のそれぞれのニーズに応じ、スポーツ・レクリエーション・文化活動に参加できるよう情報提供に努めます。 身近な地域で子どもから高齢者までが楽しむことができるよう、町全体で障がい者の活動を支援する仕組みを検討します。 町の各種講座・教室等についても、障がい者が気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。
②障がい者団体への加入促進	障がい者団体に関する情報提供を行い、障がい者の障がい者団体への加入を促進し、団体の育成と活動支援を図ります。国見町には、精神障がい者についての団体が無いため、身体障がい者福祉会、手をつなぐ親の会との関係性を考慮しながら団体活動に結びつけていきます。
③ボランティア活動の参加促進	障がい者自らがボランティア活動に参加していくことが、障がい者の社会参加を促進する上で大切なことから、障がい者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策4 地域交流の促進

施策	内容
①地域交流の場づくり	障がいの有無や年齢に関係なく利用可能な「居場所」や「ふれあいの場」づくりを支援し、障がい者の社会参加の機会を提供するとともに、地域住民の相互交流の促進を図ります。 障がい者に対しては、参加意欲を喚起し、積極的な交流を促していきます。
②行事やイベント等における配慮の促進	地域における各種行事・イベントなどに、障がい者が参加できるよう、事業内容や運営方法の改善を働きかけます。

第 3 部

第 7 期障がい福祉計画・

第 3 期障がい児福祉計画

第3部 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

第1章 目指すべき方向性と目標

1 計画の視点

(1)障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定します。第7期は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。

障がい児福祉計画とは、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第3期は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。

(2)障がい福祉計画・障がい児福祉計画の内容

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、障がい者の高齢化・重度化・多様化や障がい者を支える家族の高齢化、障がい児支援のニーズの多様化、さらに共生社会の実現に向けた取組みを推進する視点に立ち、次の事項を成果指標として定めます。

■令和8年度までに重点的に取組む目標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

■障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和6年度から令和8年度までの各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■地域生活支援事業等の実施に関する事項

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

(3)視点

視点1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

視点2 町を基本とする身近な実施主体と障がい種別によることのない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう町が主体となって実施することを基本とします。また、障がいの種別によらず、障がい福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等に対して、サービスの充実を図ります。

視点3 障がい者の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は、病院への入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス¹の提供等、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

視点4 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

¹ インフォーマルサービス：各種機関、サービス事業所による（公的な）サービスであることに対して、インフォーマルサービスは、地域のボランティアや近隣の支えあいなどの（私的な）サービスです。

視点5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がい児及びその家族に対し、障がい疑われる早期の段階から支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、人工呼吸器他医療を要する状態の障がい児が保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を進めます。

視点6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場環境の整備、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

視点7 障がい者の社会参加を支える取組み定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、次の6点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

(1) 訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを確保するよう努めます。

(2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を確保するよう努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により入所等から地域生活への移行を進めます。

地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5)強度行動障がい者や高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

(6)依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

3 相談支援体制の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の提供体制の確保に当たっては、次の3点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がい者等、とりわけ、重度者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者へのサービス等利用計画作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

4 障がい児支援の提供体制に関する基本的考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、次の5点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

(1)地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要です。

障害児通所支援や障害児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、県との連携に努め、地域支援体制の構築を図ります。

(2)保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との連携を図ります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保することが必要です。

放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要です。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実が図られるよう、県や関係機関との連携を図ります。

(3)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

また、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。

(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

①重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援を受けられるように地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の促進を図ります。

②強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

③虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

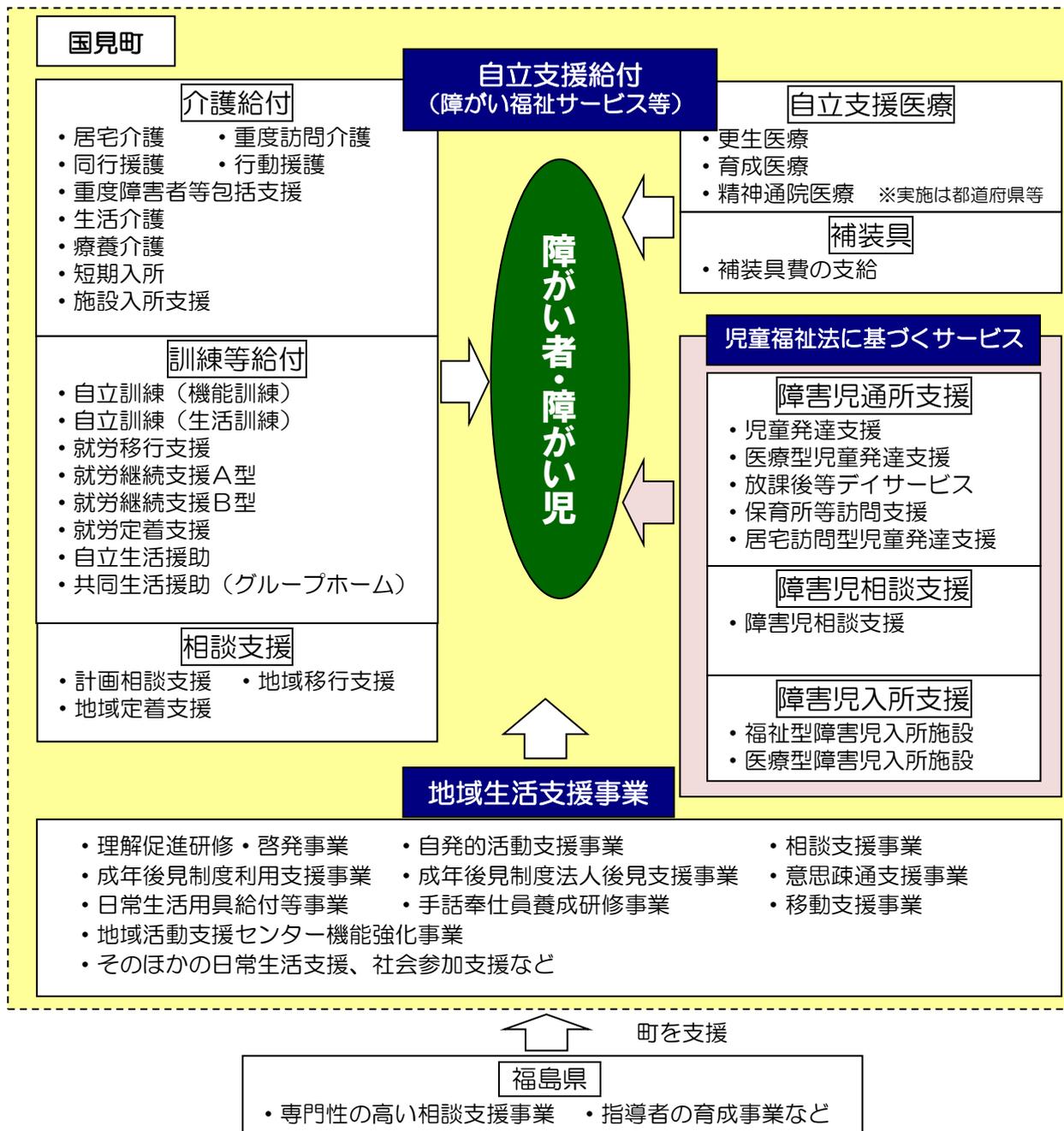
(5)障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

5 障がい福祉サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

6 計画の具体的な目標

障がい福祉計画では、施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるために、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実・強化等」「障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み及び体制の構築」等について、国及び県の考え方にに基づき、令和8年度末における数値目標を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国 基本指針】

・令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

■第6期の実績と第7期の目標値

令和元年度実績値	令和元年度末の入所者数 (A)	13 人
	令和元年度末までの地域生活移行者数	0 人
見込み	令和5年度末の施設入所者数 (B)	12 人
第6期目標値	1 削減見込 (A-B)	1 人
	2 地域生活移行者数	1 人
期中の実績値	令和4年度末の施設入所者数 (C)	13 人
	1 施設入所者削減数 (A-C)	0 人
	2 地域生活移行者数	0 人
見込み	令和8年度末の施設入所者数 (D)	12 人
第7期目標値	1 施設入所者削減数 (C-D)	1 人 7.7 %
	2 地域生活移行者数	1 人 7.7 %

◎令和8年度末までに施設入所者のうちの1人が、自立訓練などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行することを目標とします。

◎令和8年度末の障がい者施設入所者数の削減目標は1人とします。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国 基本指針】

- ・令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

◎精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、前期計画に引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。現在、地域自立支援協議会の専門部会において協議が進められており、早い段階での構築を目指します。

(3)地域生活支援拠点等の整備

【国 基本指針】

- ・市町村において、令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・市町村又は各都道府県が定める福祉圏域において、強度行動障害を有する障害者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

■第6期の実績と第7期の目標値

第6期実績値	令和4年度末の地域生活支援拠点等の設置か所数	1 か所
	令和4年度末のコーディネーターの配置人数	1 人
	令和4年度末の運用状況の検証・検討回数	1 回/年
第7期目標値	令和8年度末の地域生活支援拠点等の設置か所数	1 か所
	令和8年度末のコーディネーターの配置人数	1 人
	令和8年度末の運用状況の検証・検討回数	1 回/年
	令和8年度の強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備の有無	無

◎令和2年度より地域生活支援拠点等整備事業がスタートしました。コーディネーターを1人配置し、地域生活支援拠点の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証を行います。

◎強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備については、圏域での体制整備に向け協議を進めます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

【国 基本指針】

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上とし、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とすることを基本とする。就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

①福祉施設から一般就労への移行

■第6期の実績と第7期の目標値

令和3年度実績値	令和3年度の一般就労移行者数	1人
第6期目標値	令和5年度の一般就労移行者数	1人
期中の実績値	令和4年度の一般就労移行者数	1人
第7期目標値	令和8年度の一般就労移行者数	2人

◎国見町では、第6期計画期間中の令和4年度に生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の福祉施設から一般就労に移行した実績は1人であり、令和8年度においては、2人の方が一般就労へ移行することを目指します。

②就労移行支援事業の一般就労への移行

■第6期の実績と第7期の目標値

令和3年度実績値	令和3年度就労移行支援事業の移行者数	1人
第6期目標値	令和5年度就労移行支援事業の移行者数	人
期中の実績値	令和4年度就労移行支援事業の移行者数	1人
第7期目標値	令和8年度就労移行支援事業の移行者数	1人

◎就労移行支援事業の利用からの一般就労への移行は、第6期計画期間中の令和4年度に一般就労に移行した実績は1人であり、令和8年度においては、1人の方が一般就労へ移行することを目指します。

③就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行

■第6期の実績と第7期の目標値

令和3年度実績値	令和3年度の就労継続支援 A 型事業の移行者数	0 人
第6期目標値	令和5年度の就労継続支援 A 型事業の移行者数	/ 人
期中の実績値	令和4年度の就労継続支援 A 型事業の移行者数	0 人
第7期目標値	令和8年度の就労継続支援 A 型事業の移行者数	1 人

◎就労継続支援 A 型事業の利用からの一般就労への移行は、第6期計画期間中の令和4年度に一般就労に移行した実績は0人であり、令和8年度においては、1人の方が一般就労へ移行することを目指します。

④就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行

■第6期の実績と第7期の目標値

令和3年度実績値	令和3年度の就労継続支援 B 型事業の移行者数	0 人
第6期目標値	令和5年度の就労継続支援 B 型事業の移行者数	/ 人
期中の実績値	令和4年度の就労継続支援 B 型事業の移行者数	0 人
第7期目標値	令和8年度の就労継続支援 B 型事業の移行者数	0 人

◎就労継続支援 B 型事業の利用からの一般就労への移行は、第6期計画期間中の令和4年度に一般就労に移行した実績は0人であり、令和8年度においては、0人と見込みますが、引き続き一般就労へつながるよう支援します。

⑤一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所

■第6期の実績と第7期の目標値

期中の実績値	令和4年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0 か所
第7期目標値	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	0 か所

◎令和4年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数は0か所であり、令和8年度においては、0か所と見込みます。

⑥就労定着支援事業の利用者数

■第6期の実績と第7期の目標値

令和3年度実績値	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	1人
第6期目標値	令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	人
期中の実績値	令和4年度の就労定着支援事業の利用者数	2人
第7期目標値	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	2人

◎就労定着支援事業の利用実績を踏まえ、令和8年度においては、2人の方が就労定着支援事業を利用することを目指します。

⑦就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数

■第6期の実績と第7期の目標値

期中の実績値	令和4年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	0か所
第7期目標値	令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	0か所

◎令和4年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数は0か所であり、令和8年度においては、0か所と見込みます。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

【国 基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■第7期の目標値

No.	項目	目標数値	備考
1	児童発達支援センターの設置	圏域で1カ所確保	
2	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で1カ所確保	
3	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で1カ所確保	
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1カ所確保	
4	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で1カ所確保	
5	医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	圏域で1人配置	

(6)相談支援体制の充実・強化等

【国 基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■第7期の目標値

No.	項目	目標数値	備考
1	基幹相談支援センターの設置数	1か所設置	
2	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言	0件	
3	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援	0件	
4	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組みの実施	0回	
5	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	
6	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	2人	
7	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施	1回	
8	協議会における事例検討実施の参加事業者・機関数	11事業者	
9	協議会の専門部会の設置	2部会	
10	協議会の専門部会の実施回数	2回	

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【国 基本指針】

- ・令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本とする。

■第7期の目標値

No.	項目	目標数値	備考
1	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	1人	
2	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	無し	
3	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有	0回	

第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と提供体制

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。
 各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障害支援区分1以上の者
重度訪問介護※	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的にを行います。	障害支援区分4以上の者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	重度の視覚障がい者 ※身体介護を伴う場合、 障害支援区分2以上の者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障害支援区分3以上の者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6の者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	・居宅介護	人 7.9 時間	人 53.8 時間	人 7.8 時間	人 46.2 時間	人 84.7 時間
	・重度訪問介護	人 時間	0 0 時間	人 時間	0 0 時間	人 0 時間
	・同行援護	人 時間	0.6 1.6 時間	人 時間	0.5 1.5 時間	人 4.7 時間
	・行動援護	人 時間	0 0 時間	人 時間	0 0 時間	人 0 時間
	・重度障害者等 包括支援	人 単位	0 0 単位	人 単位	0 0 単位	人 0 単位
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	・居宅介護	10 93 人 時間	11 102 人 時間	12 112 人 時間		
	・重度訪問介護	0 0 人 時間	0 0 人 時間	0 0 人 時間		
	・同行援護	1 10 人 時間	1 10 人 時間	1 10 人 時間		
	・行動援護	0 0 人 時間	0 0 人 時間	0 0 人 時間		
・重度障害者等 包括支援	0 0 人 単位	0 0 人 単位	0 0 人 単位			

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み量確保の方策

- 障害者相談支援センターのあり方検討、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障害の受入れに対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3 (50歳以上は区分2) 以上の者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	20人 420人日	18人 369人日	21人 441人日	19人 366.2人日	22人 462人日	19.4人 401.1人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	うち 重度 障がい者	20人 0人 1人 0人 410人日	うち 重度 障がい者	21人 0人 1人 1人 430人日	うち 重度 障がい者	22人 0人 1人 1人 450人日

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込み

見込み確保の方策

- サービス利用が一定の水準で推移していることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 今後も日中活動の場を確保し、充実を図るために、サービス提供事業者と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供ができるよう体制の整備・充実を図ります。

(2) 自立訓練(機能訓練)

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な 身体障がい者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 20人日	0人 0人日	1人 20人日	0人 0人日	1人 20人日	0人 0人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人 20人日		1人 20人日		1人 20人日	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 第6期において、利用実績はありませんでしたが、利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練(生活訓練)

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な知的・精神障がい者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 20人日	0人 0人日	1人 20人日	0人 0人日	1人 20人日	0人 0人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人 20人日		1人 20人日		1人 20人日	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 第6期において利用実績はありませんでしたが、利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(4)就労選択支援

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

第7期の見込み

(1か月あたり)

第7期の 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	/	1人 20人日	1人 20人日

見込み確保の方策

- 令和7年10月から開始が予定されている新しいサービスです。利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制を検討します。

(5)就労移行支援

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上のための必要な訓練や支援により就労が見込まれる65歳未満の者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人 38人日	0.6人 13.2人日	2人 38人日	0.9人 6.0人日	2人 38人日	0.8人 12.5人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人 10人日		2人 15人日		3人 25人日	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み量確保の方策

- 本サービスは就労を通じて障がいのある人の自立を図っていくためにも利用促進を図る必要があるため、町内及び近隣市町にある事業所に広く周知するとともに、関係機関や相談支援などと連携し、一般就労への移行を支援します。
- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、障がい者福祉専門委員会(自立支援協議会)を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(6)就労継続支援(A型)

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障がいのある者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人 63人日	6.7人 137.0人日	4人 84人日	6.6人 127.0人日	5人 105人日	6.1人 112.8人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	7人 125人日		7人 125人日		7人 125人日	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- サービス利用は微減傾向で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、就労条件の改善に努めます。
- 障がい者福祉専門委員会（自立支援協議会）を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7)就労継続支援(B型)

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労して離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	42人 756人日	36.6人 637.5人日	44人 792人日	37.0人 638.0人日	46人 828人日	40.2人 690.6人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	40人 690人日		42人 715人日		44人 750人日	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み量確保の方策

- サービス利用が増加傾向で推移していることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、就労条件の改善に努めます。
- 障がい者福祉専門員会（自立支援協議会）を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます

(8)就労定着支援

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人 0人日	1人 1人日	0人 0人日	1.6人 1.6人日	0人 0人日	1人 1人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人 5人日		1人 5人日		1人 5人日	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込み値

見込み確保の方策

- 第6期において利用実績は多くありませんでしたが、一定の水準のサービス利用を見込んでいます。
- 今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 一般就労に適応する過程で支援を要する障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や本人の来所を通じて、生活リズム、家計や体調の管理等の課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言などの支援を図ります。

(9)療養介護

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0人		0人		0人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 第6期において、利用実績はなく、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者を想定することも難しいことから、これまでと同様、利用は見込んでおりません。
- 利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制を検討します。

(10)短期入所

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障がい者(児)の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	障害支援区分1 以上の者

第6期の実績と第7期の見込量

(1か月あたり)

第6期の 計画値 ・ 実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	福祉型	1人 4人日	0人 0人日	1人 4人日	1人 2人日	1人 4人日	0人 0人日
	医療型	2人 8人日	0人 0人日	2人 8人日	0人 0人日	2人 8人日	0人 0人日
第7期の 見込み	福祉型	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		2人	2人	2人	2人	2人	2人
		うち 強度障 がい者	0人	うち 強度障 がい者	0人	うち 強度障 がい者	0人
	うち 重度障 がい者	0人	うち 重度障 がい者	0人	うち 重度障 がい者	0人	
	うち 高次脳機能 障がい 医療的ケア 必要	0人	うち 高次脳機能 障がい 医療的ケア 必要	0人	うち 高次脳機能 障がい 医療的ケア 必要	0人	
	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日	
医療型	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
	うち 強度障 がい者	0人	うち 強度障 がい者	0人	うち 強度障 がい者	0人	
	うち 重度障 がい者	0人	うち 重度障 がい者	0人	うち 重度障 がい者	0人	
うち 高次脳機能 障がい 医療的ケア 必要	0人	うち 高次脳機能 障がい 医療的ケア 必要	0人	うち 高次脳機能 障がい 医療的ケア 必要	0人		
8人日	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日		

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 第6期において利用実績は多くありませんでしたが、一定の水準のサービス利用を見込んでいます。
- 今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0人		0人		0人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込み値

見込み確保の方策

- 第6期において利用実績はありませんでした。また、これまでと同様、利用は見込んでおりません。
- 定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の状況について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も図ります。
- 利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制を検討します。

(2)共同生活援助(グループホーム)

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護等も行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者 ・食事や入浴などの介護が必要な者(障害支援区分の認定が必要です)

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	14人	15人	15人	16人	16人	14人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		16人		17人		18人
	うち 強度行動 障がい	0人	うち 強度行動 障がい	0人	うち 強度行動 障がい	0人
	うち 重度障 がい者 高次脳機能 障がい	0人	うち 重度障 がい者 高次脳機能 障がい	0人	うち 重度障 がい者 高次脳機能 障がい	0人
	うち 重度障 がい者 医療的ケア 必要	0人	うち 重度障 がい者 医療的ケア 必要	0人	うち 重度障 がい者 医療的ケア 必要	0人

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- サービスの利用は、一定の水準で推移しており、今後も微増傾向で推移すると見込んでいます。
- 今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3)施設入所支援

給付の種類	内 容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4 (50歳以上は区分3)以上の者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	12人	13人	12人	13人	12人	12人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	13人		13人		13人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 施設入所支援については、町内に施設がないため、利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の確保に努めます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	障がい者支援施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。	居宅において単身などで生活する障がい者

第6期の実績と第7期の見込量

(1年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	計画相談支援	216人	151人	240人	173人	264人	159人
	地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	計画相談支援	173人		178人		182人	
	地域移行支援	0人		0人		0人	
	地域定着支援	0人		0人		0人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 障がい福祉サービス利用者全員が計画相談支援を利用するため、サービス利用者数から見込んでいますが、相談支援事業所との連携を図り、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対してサービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。
- 事業所の参入促進などにも積極的に取り組みます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、利用は見込んでいませんが、それぞれのサービス対象となる障がい者の把握とサービス提供体制を検討します。

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

第7期の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期の 見込み	協議の場の開催	1回	1回	1回
	協議の場の保健関係者の参加人数	1人	1人	1人
	協議の場の医療（精神科）関係者の参加人数	1人	1人	1人
	協議の場の医療（精神科以外）関係者の参加人数	0人	0人	0人
	協議の場の福祉関係者の参加人数	2人	2人	2人
	協議の場の介護関係者の参加人数	1人	1人	1人
	協議の場の当事者の参加人数	0人	0人	0人
	協議の場の家族の参加人数	1人	1人	1人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
	地域移行支援	0人分	0人分	0人分
	地域定着支援	0人分	0人分	0人分
	共同生活援助	10人分	10人分	10人分
	自立生活援助	0人分	0人分	0人分
	自立訓練（生活訓練）	0人分	0人分	0人分

見込み確保の方策

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、県や関係団体等との連携を図り推進します。

6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要です。

第7期の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期の 見込み	ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者 数及び実施者数	0人	0人	0人
	ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
	ピアサポートの活動への参 加人数	0人	0人	0人

見込み確保の方策

○第7期計画期間中の事業実施の見込みはありませんが、発達障がい者等及びその家族等への支援体制の構築のため、ペアレントトレーニングの実施等について検討していきます。

7 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内 容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

見込量確保の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2)補装具の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。

内 容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けられることができる人を除きます。）

見込量確保の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3章 地域生活支援事業の見込み量と提供体制

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、支援する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討していきます。

1 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

内 容	対象者
障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう住民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体。 ・町内に住所を有すること ・町内の事業所等に在籍し、勤務していること ・町内の学校等に在学していること

第6期の実績と第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

○地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します

(2)自発的活動支援事業

内 容	対象者
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	町内の障がい者やその家族、地域住民など

第6期の実績と第7期の見込み

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	無	有	無	有	無
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

○障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動の支援に努めます。

(3)相談支援事業

内 容	対象者
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用する全ての障がい者

第6期の実績と第7期の見込み

(1年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	障害者相談支援事業	1,200人	2,295人	1,400人	2,196人	1,600人	854人
	基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	0人	有	0人	有	0人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	障害者相談支援事業	1,300人		1,400人		1,500人	
	基幹相談支援センター	有		有		有	
	住宅入居等支援事業	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- より地域に密着した総合的な相談支援を図るため、国見町では、近隣市町と共同で基幹相談支援センターを設置し、専門的な人材を配置しています。
- 住宅入居等支援事業の対象は「賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者」であり、本事業による対応が必要な場合には、福祉課が窓口となり、不動産業者に対する住宅のあっせん依頼、入居手続きの支援等の対応を必要に応じて行います。

(4)成年後見制度利用支援事業

内 容	対象者
成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

第6期の実績と第7期の見込み

(1年あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人		1人		1人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 成年後見制度の利用について、必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。
- 第6期においては、利用実績はありませんでしたが、成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内 容	対象者
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められる者

第6期の実績と第7期の見込み

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	0件	有	0件	有	0件
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 第6期では利用実績はなく、今後、成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。
- 社会福祉協議会に、事業実施に向けた働きかけを行います。

(6)意思疎通支援事業

給付の種類	内 容	対象者
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の 依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣 を行います。	視覚、聴覚及び音声又は 言語機能の障がい者
手話通訳者設置事業		

第6期の実績と第7期の見込み

(1年あたり延べ)

第6期の 計画値 ・ 実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	20人	6人	20人	9人	20人	3人
手話通訳設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	15人		15人		15人	
手話通訳設置事業	0人		0人		0人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣については、引き続き、福島県聴覚障害者協会に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 手話通訳者派遣の潜在的な利用希望者がいることも踏まえて対象者の把握と利用促進に努めます。
- 国見町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、第7期においても他市町との連携を図りながらサービスの確保に努めます。

(7)日常生活用具給付等事業

給付の種類	内 容	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子やベッド	在宅の身体障がい者又は最重度の知的障がい者
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動や在宅生活を支援する用具	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具	
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	住宅の段差解消や手すりの設置等に係る費用の給付	

第6期の実績と第7期の見込量

(1年あたり)

第6期の計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	2件	0件	2件	0件	2件	0件
自立生活支援用具	4件	1件	4件	0件	4件	0件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件	5件	3件	1件
情報・意思疎通支援用具	8件	2件	8件	5件	8件	1件
排泄管理支援用具	21件	23件	22件	25件	23件	21件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	0件	1件	0件	1件	0件
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	介護・訓練支援用具	2件	2件	2件		
	自立生活支援用具	4件	4件	4件		
	在宅療養等支援用具	5件	5件	5件		
	情報・意思疎通支援用具	5件	5件	5件		
	排泄管理支援用具	25件	26件	27件		
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件			

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- 日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

内 容	対象者
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。	手話言語の習得を希望する住民

第6期の実績と第7期の見込み

(1年あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0人		0人		0人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込み

見込み確保の方策

○第7期計画期間中の事業実施の見込みはありませんが、国見町において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に向け、県や社会福祉協議会などの関係団体等との連携を図り、手話通訳講習会の開催等について検討していきます。

(9)移動支援事業

内 容	対象者
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。	障がいによって単独での移動が困難である障がい者

第6期の実績と第7期の見込量

(1年あたり)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値・実績値	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	1 か所	2 か所
	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	450 時間	324 時間	450 時間	303 時間	450 時間	245 時間
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	2 か所		3 か所		3 か所	
	3 人		4 人		4 人	
	450 時間		550 時間		550 時間	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(10)地域活動支援センター

類 型	内 容	対象者
I 型	専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	・精神障がい者 ・利用人員20人以上
II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	・18歳以上の障がい者 ・利用人員20人以上
III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	・障がい者 ・利用人員10人以上

第6期の実績と第7期の見込み

(1年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	I 型	有(町外)	0人	有(町外)	0人	有(町外)	0人
	II 型	無	0人	無	0人	無	0人
	III 型	無	0人	無	0人	無	0人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	I 型	有(町外)		有(町外)		有(町外)	
	II 型	無		無		無	
	III 型	無		無		無	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

- 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援していきます。
- 第7期計画期間中の町内にセンターを設置する見込みはありませんが、今後の設置については、利用者の動向やニーズを踏まえながら慎重に検討していきます。

2 任意事業

サービス名	内 容
更生訓練費給付	障がい福祉サービスの自立訓練または就労移行支援事業を利用している人、身体障害者更生援護施設で訓練を受けている人に対して更生訓練費を支給します。
訪問入浴サービス	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。

第6期の実績と第7期の見込み

(1年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	更生訓練費給付	2人	0人	2人	0人	2人	0人
	訪問入浴サービス	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	日中一時支援	3か所	4か所	3か所	5か所	3か所	6か所
		7人	8人	8人	8人	9人	18人
	身体障害者用自動車改造費助成	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	更生訓練費給付	2人		2人		2人	
	訪問入浴サービス	1人		1人		1人	
	日中一時支援	6か所		6か所		6か所	
		18人		19人		20人	
身体障害者用自動車改造費助成	1人		1人		1人		

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込み確保の方策

○引き続き国見町の地域の実情に応じた事業を実施するとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

第4章 障害児通所支援等の見込み量と提供体制の確保

児童福祉法に基づき、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）の事業を実施しています。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 障害児通所支援

サービス名	内 容	対象者
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 令和6年度より、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」は一元化され「児童発達支援」となります。これまで医療型で行われてきた治療も引き続き実施されます。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児
保育所等訪問 支援※	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
第6期の 計画値 ・ 実績値	児童発達支援	8人	6.6人	9人	8.5人	10人	8.8人
		42人日	55.4人日	54人日	65.8人日	60人日	95.0人日
	放課後等デイサービス	11人	13.3人	12人	17.5人	13人	23.3人
		77人日	103.7人日	84人日	116.4人日	91人日	198.6人日
	保育所等訪問支援	2人	0人	2人	0人	2人	0人
		2人日	0人日	2人日	0人日	2人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	児童発達支援	10人	11人	12人			
		105人日	115人日	126人日			
	放課後等デイサービス	24人	26人	28人			
		204人日	221人日	238人日			
	保育所等訪問支援	2人	2人	2人			
		2人日	2人日	2人日			
	居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人			
0人日		0人日	0人日				

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供に努めます。
- 障害児通所支援等の利用は年々増加傾向にありますが、町内に施設がないため利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、現に居住している地域で適切な支援が提供できる体制を確保するため、町内に障害児通所支援等の施設整備に向けた取り組みをすすめます。

2 障害児入所支援

サービス名	内 容	対象者
福祉型児童入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能を付与することにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童 ※発達障がい児を含む
医療型児童入所支援	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。	入所等する障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児

第6期の実績と第7期の見込量

(1か月あたり)

第6期の 計画値 ・ 実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
福祉型児童入所支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0人		0人		0人	
	0人		0人		0人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

- 第7期計画期間中の利用は見込んでいませんが、関係機関との連携を図り、今後支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制を検討します。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供に努めます。

3 障害児相談支援

内 容	対象者
障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、町が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	5人	5.1人	5人	5.8人	5人	9.8人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	15人		16人		17人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込値

見込量確保の方策

○児童福祉法によるサービス利用者全員が計画相談支援を利用するため、サービス利用者数から見込んでいますが、事業所との連携を図り、必要なサービスの確保に努めます。

4 医療的ケア児調整コーディネーター

内 容	対象者
医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。	N I C U等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）

第6期の実績と第7期の見込み

(1か月あたり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0人		0人		1人	

※令和5年度の実績は令和5年11月末時点での見込み値

見込み確保の方策

○第7期において、コーディネーターの確保を検討していきます。

5 障がいを有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備

指針では、障害児通所支援等を利用する障がいを有する児童の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がいを有する児童の受入れの体制整備を行うものとされています。

第7期の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期の 見込み	保育所の利用を必要とする 障がい児数	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
	認定こども園の利用を必要 とする障がい児数	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
	放課後児童健全育成事業を 必要とする障がい児数	8人	8人	8人
		117人日	117人日	117人日
	短期入所(医療型)	1人	1人	1人
		2人日	2人日	2人日
	短期入所(福祉型)	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日

見込み確保の方策

○利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができ、保護者の就労も支援できるよう、保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ体制の充実を図ります。

資料編

資料編

1 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会等設置要綱

(平成 31 年 3 月 1 日告示第 8 号)

改正 令和 3 年 4 月 1 日告示第 43 号 令和 5 年 4 月 25 日告示第 60 号
令和 5 年 10 月 1 日告示第 62 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会(第 2 条―第 11 条)
- 第 3 章 国見町地域包括支援センター運営委員会(第 12 条―第 15 条)
- 第 4 章 国見町地域密着型サービス運営委員会(第 16 条―第 19 条)
- 第 5 章 国見町障がい者自立支援協議会(第 20 条―第 26 条)
- 第 6 章 雑則(第 27 条・第 28 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町住民の健康と福祉の増進を図るため設置する保健と福祉の地域づくり推進協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会

(設置)

第 2 条 保健・医療・福祉・介護予防等の総合的な推進を図り、保健福祉関連計画の進行管理を行うため、国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉施策の推進に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの提供に関すること。
- (3) 保健福祉関連計画の進行管理に関すること。
- (4) その他保健福祉の増進及び食育の推進に関すること。

2 協議会は、必要があると認める場合は、前項各号について町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 協議会は 15 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる団体・機関等に所属する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係団体及び機関
- (2) 民生児童委員協議会
- (3) 国民健康保険運営協議会及び介護保険運営協議会
- (4) 国又は地方公共団体の機関
- (5) 法人
- (6) 知識経験を有する者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合は町長が招集し、会長が選出されるまでの間、会議を主宰する。

2 協議会は半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第8条 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員会の設置及び所掌事務)

第9条 協議会に次の各号に規定する専門委員会を置き、それぞれ次の事務を所掌する。

(1) 健康づくり専門委員会

- ア 健康増進計画の策定及び進行管理に関すること。
- イ その他健康増進及び食育推進に関すること。

(2) 高齢者福祉専門委員会

- ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- イ 高齢者の虐待の防止及びその支援に関すること。
- ウ その他高齢者福祉に関すること。

(3) 障がい者福祉専門委員会

- ア 障がい基本計画及び障がい者福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- イ 障がい者の虐待の防止及びその支援に関すること。
- ウ その他障がい者福祉に関すること。

(4) 子どもと家庭の総合支援専門委員会

- ア 子どもとその家庭及び妊産婦の支援に関すること。
- イ 子育て世代包括支援センターに関すること。
- ウ 子ども家庭総合支援拠点に関すること。

- エ DV被害者等の支援に関すること。
- オ その他の支援に関すること。
- 2 前項各号に規定する専門委員会の構成員等は、第4条の規定を準用し、協議会の委員の一部をもってこれに充て、協議会の委員以外の者も委員に加えることができるものとする。
- 3 第1項各号に規定する専門委員会については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門委員」と、「協議会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。
- 4 専門委員会に、第4条第2項に規定した団体等の実務者をもって構成する実務者会議を置くことができる。
- (1) 実務者会議は、困難事例等の情報の共有やDV・虐待等の具体的な事案の検討、支援者の連絡調整に当たり、その結果を専門委員会に報告する。
- (2) 実務者会議は、必要の都度、随時開催する。
- (3) 実務者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。
- 5 専門委員会において審議された結果は、協議会に報告する。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、第1項各号に規定する事項以外についての調査、研究を専門委員会に付託することができる。
- 7 専門委員会の会議は、他の専門委員会と合同で開催することができる。
- 8 第1項第4号に規定する子どもと家庭の総合支援専門委員会の所掌事務内容は、国見町子ども・子育て支援推進協議会において協議することができる。

(協議の委任等)

第10条 協議会は、第9条第1項各号に規定する専門委員会の事務について当該専門委員会に協議を委任することができる。この場合において、専門委員会としての協議結果を協議会としての協議結果であるとみなす。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、保健担当課並びに福祉担当課において処理する。

第3章 国見町地域包括支援センター運営委員会

(設置)

第12条 国見町地域包括支援センター設置要綱（平成27年国見町告示第13号）第6条の規定により、国見町地域包括支援センター運営委員会（以下「地域包括運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第13条 地域包括運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 国見町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

- ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
- エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- オ その他地域包括運営委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関する次に掲げること。

ア 年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他地域包括運営委員会が必要と認める書類

イ センターにおける事業内容を定期的に又は必要な時に評価するものとする。

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第14条 地域包括運営委員会は、第9条第1項第2号に規定する高齢者福祉専門委員会（以下「高齢者専門委員会」という。）が兼ねるものとする。

(事務局)

第15条 地域包括運営委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

第4章 国見町地域密着型サービス運営委員会

(設置)

第16条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、国見町地域密着型サービス運営委員会（以下「サービス運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第17条 サービス運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 法第42条の2第5項に規定する地域密着型介護サービス費及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額の設定に関すること。

(2) 法第78条の2第6項及び法第115条の11第4項に規定する地域密着型サービス等を行う事業者の指定に関すること。

(3) 法第78条の4第5項及び法第115条の13第5項に規定する前号の規定により指定された事業者（以下「指定事業者」という。）の人員、設備及び運営に関する基準に関すること。

(4) 法第115条の13第5項に規定する指定事業者による地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の質及び事業の適正な運営を確保するため、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第18条 サービス運営委員会は、第9条第1項第2号に規定する高齢者福祉専門委員会

(以下「高齢者専門委員会」という。)が兼ねるものとする。

(事務局)

第 19 条 サービス運営委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

第 5 章 国見町障がい者自立支援協議会

(設置)

第 20 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国見町障がい者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置する。

(目的)

第 21 条 この協議会は、国見町に居住する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児(以下「障がい児者」という。)等に関する福祉、保健医療等の各種サービスや就労を総合的に調整、推進するとともに、教育及び経済団体との連携を強化し、もって障がい児者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(組織)

第 22 条 自立支援協議会は、第 9 条第 1 項第 3 号に規定する障がい者福祉専門委員会(以下「障がい者専門委員会」という。)が兼ねるものとする。

(所掌事務)

第 23 条 自立支援協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係機関による連携強化のためのネットワーク構築に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、第 21 条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 自立支援協議会は、次条に規定する実務者会議の報告内容を基に地域の課題について情報を共有し協議する。

3 自立支援協議会は、年 1～2 回程度開催する。

(実務者会議)

第 24 条 自立支援協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議は、第 4 条第 2 項に規定した団体等の実務者をもって組織する。

3 実務者会議は、自立支援協議会の会長の指示に従い定期的に相談支援事業者からの活動報告や困難事例等の情報を共有するとともに地域の障がい福祉等に関して調査・研究し、その結果を自立支援協議会に報告する。

(実務者会議の開催)

第 25 条 実務者会議は、随時開催するものとする。ただし、2 か月に 1 回程度の定期的な開催となるよう努めること。

2 実務者会議には、必要に応じて専門的知識を有する者を出席させることができる。

3 実務者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 26 条 自立支援協議会の事務は、福祉担当課で処理する。

第6章 雑則

(個人情報保護)

第27条 協議会に係る会議の参加者は、正当な理由なしに、会議に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第28条 この告示に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月1日より施行する。

(廃止)

2 国見町地域福祉推進協議会設置要綱（平成20年国見町訓令第12号）は廃止する。

3 国見町健康づくり推進協議会設置要綱（平成2年国見町訓令第6号）は廃止する。

4 国見町食育推進検討委員会設置要綱（平成28年国見町告示第34号）は廃止する。

5 国見町要援護者支援ネットワーク運営協議会設置要綱（平成21年国見町訓令第13号）は廃止する。

(委員の任期の特例)

6 第3項の規定により廃止される要綱に基づき委嘱されていた委員については、第9条第1項に規定する健康づくり専門委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期を平成32年3月31日までとする。

附 則(令和3年4月1日告示第43号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月25日告示第60号)

この告示は、令和5年4月25日から施行する。

附 則(令和5年10月1日告示第62号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

2 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会 障がい者専門委員会委員名簿

(委嘱期間：令和4年8月24日～令和8年5月21日)

No.	所属	役職	氏名	備考
1	福島大学人間発達文化学類人間発達専攻	准教授	高橋 純一	委員長
2	ふくしま基幹相談支援センター	相談支援専門員	石井 豪	副委員長
3	社会福祉法人ひろせ福祉会	主任相談支援専門員	齋藤 智恵子	
4	社会福祉法人あぶくま福祉会 ほどはら授産所	所長	中木 雅彦	
5	NPO法人まごころサービス国見センター	副理事長	紺野 徹	
6	公立藤田総合病院地域医療連携課	課長	林部 裕樹	
7	国見町民生児童委員協議会	会長	菊地 千津子	
8	国見町民生児童委員協議会	主任児童委員	齋藤 仁志	
9	国見町手をつなぐ親の会	会長	池田 光雄	
10	国見町身体障害者福祉会	会長	八巻 慶一	
11	社会福祉法人国見町社会福祉協議会	事務局長	武田 正裕	

3 計画の策定経過

年月日	実施項目	内 容
令和5年 2月9日	令和4年度 第2回障がい者専門 委員会	○第8次国見町障がい者福祉計画について 計画策定の趣旨、根拠、国の動向等 ○障がい者調査と一般調査について
3月	障がい者調査	○令和5年3月1日現在、国見町内に在住し、障 害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のい ずれかを所持されている方、難病（特定疾病）の認 定を受けている方及び福祉サービスを利用してい る方600人を対象に郵送配布・回収によるアンケ ートを実施。 回収件数 305 件（回収率 50.8%）
3月	一般町民調査	○令和5年3月1日現在、国見町内に在住し、上 記の障害者手帳を所持されていない方かつ障害福 祉サービスを利用していない方500人を対象に郵 送配布・回収によるアンケートを実施。 回収件数 171 件（回収率 34.2%）
令和5年 6月16日	令和5年度 第1回障がい者福祉 専門委員会	○アンケート調査結果報告
7月～10月	アンケート調査分析と 課題抽出	
11月10日	令和5年度 第2回障がい者福祉 専門委員会	○素案について
12月15日	令和5年度 第3回障がい者福祉 専門委員会	○素案について
令和6年 1月9日 ～2月9日	パブリックコメント	○計画案について
令和6年 2月19日	令和5年度 第4回障がい者福祉 専門委員会	○計画について

第 8 次国見町障がい者福祉計画

第8次国見町障がい者基本計画
第7期国見町障がい福祉計画
第3期国見町障がい児福祉計画

発行・編集 令和 6 年 3 月
国見町 福祉課 社会福祉係
〒969-1792
福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1-7
TEL 024-585-2793